

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【20】）」

2. 日時：令和6年2月21日（水） 15時10分～18時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

西内安全審査官、伊藤安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他9名（※うち5名）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用に伴う原子炉設置変更許可申請 コメントリスト（炉心核設計・反応度投入関連）
- ・資料2 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置許可基準規則への適合性について（高燃焼度燃料の使用）＜補足説明資料＞抜粋版
- ・資料3 玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（炉心核設計・反応度投入関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:06	原子力規制庁スズキです。
0:00:08	本日は追州電力玄海原子力発電所、
0:00:12	高燃焼度燃料導入等の設置変更申請に係るヒアリングを行います。
0:00:19	本日の案件としては、炉心核設計反応度投入関連の内容になります。
0:00:27	それに加えて、
0:00:31	これまでの審査会合で確認をしてきた申請条文の再整理等の内容も含めて、
0:00:37	実施しています。
0:00:39	本日は、事前に九州電力から資料が出ています。
0:00:45	資料 1 シリーズとして、コメントリスト確保、
0:00:50	炉心核設計反応度投入関連、
0:00:54	それから資料 2。
0:00:57	補足説明資料の抜粋版です。
0:01:00	また、審査チーム側から、事前に、
0:01:04	九州電力に
0:01:06	事実確認リストをお送りしておりますこちらを資料 3 とします。
0:01:14	それでは
0:01:16	よろしければ、事実確認リストの確認。
0:01:21	から始めていきたいと思いますが、九州電力へ提出資料について何か、
0:01:27	事前説明したことありますでしょうか。連絡タケツグ九州電力様から特にございませぬ。
0:01:32	はい、では、事実確認リストに基づいて、審査チームの方から確認をしていきます。では担当の西内から、
0:01:41	引き継ぎます。
0:01:45	はい規制庁西内です。
0:01:48	私の方からお渡ししてることですか國西に基づいてですけど、ちょっとすいません順番通りではなくて外的で順番を入れ替えながらです。
0:01:59	藤。
0:02:00	尖閣設計反応度投入関連の個別具体的な話も回答いただいとるところですけど、まずはちょっと審査会合でやりとりした話を踏まえて、申請条文とかの考え方っていうところをちょっとすいません確認事項上は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	ざっくり記載をしてますけど少し具体的な例も交えて、今回の条文関係する条文とか具体的な内容を交えてちょっと確認をしていければいいと思っています。
0:02:24	そういう意味でいうとですねちょっとまずナンバー19 のところろくに記載をしているですね。
0:02:32	ちょっとそもそものこれやってる目的、この条文との関係性を整理する目的っていうところが、そもそも一応お互い共通認識になっているのかっていうところは、念のためですけど、やっておきたいなと思っています、
0:02:46	当然ニシダの目的が千葉が違えば結果も変わってくるので、というところでその確認からなんですけど、
0:02:54	一応これ、他の申請とかでみたいな話あって、私が会合でもしゃべってるので同じような認識かなと思ってますけど、一応二つ大きくあるのかなとお題目としては思っています。
0:03:07	結局し設置変更許可申請って、変更本部変更がない部分も含めて変更なくていいのか。
0:03:14	そこだけ変更する形でいいのかっていうのを審査するっていう意味合いでは結局全部の条文間見ることにはなるわけですよ。大なり小なり、
0:03:22	そういう意味ではその申請審査行為ということで、その関係する条文特に審査しなきゃいけない条文っていうものに漏れがないようにしましょうねっていう漏れの防止みたいな意味合いが一つと。
0:03:32	あとは、漏れの防止って意味合いだけであればバスとまるだけでもいいのかなっていう気もするんですけど、その上でそのバツ都丸だけじゃなくて、
0:03:39	今回の資料上でいうと白丸クロマルっていうところの考え方も入ってきているのは、
0:03:45	あくまで今回の申請っていうものが、その各条文の要求事項にどの程度関係するのかっていうその程度感をある程度可視化して、
0:03:54	規制庁事業者の双方でその共通理解をテーマ、
0:03:58	審査の効率化とまで言うかどうかあれですけどそういったツール、お互いの明確化するツールとして使うっていうそういったところなのかなあという理解をしてるんですけども。
0:04:07	この点についてまず、
0:04:09	認識が合っているのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:10	合っていないのか、はたまたちょっとこういうプラスでこういう要素もありますなのか、何かと九州電力はちょっと考えをお聞きできればと思います。
0:04:18	九州電力のタケツグでございます。今ご説明いただいた認識で当社も同じと考えております。以上です。
0:04:27	はい。規制庁ニシウチナカプラス要素とかも特になく基本的にはマッチしてるっていう理解でいいですかね。
0:04:33	はい九州電力タケツグですその通りでございます。
0:04:37	はい。規制庁西内です。わかりました。その上で、ちょっと黒丸白マルバツっていうこの資料 1-2 のところですね資料でいう今回いただいている資料というところの、
0:04:49	通しのページの 22 ページの部分のちょっと確認を進めていくにあたってですね。
0:04:53	まず、
0:04:56	タイトルが適用条文の整理についてってなってこれ確認事項の一番最初の話です
0:05:02	確認、適用条文の整理についてとなっていて、
0:05:05	ちょっと誤解を与え、
0:05:07	お互いに誤解がないように値段が最初に確認をしておきたいというものなんですけど。
0:05:12	基本的に適用か適用じゃないかっていうところはある程度今までの会合の中で、
0:05:16	個別具体になろう個別具体に入る前の会合の中で或いは共通理解になっていて、
0:05:22	今はその先、適用になったものをどう細分化するのかっていうそっちの話になっているというフェーズだと理解してるんですけども。
0:05:30	その理解なのか、それともそのもう 1 回、
0:05:33	その適用が適用じゃないかというところから見直そうとしているのかっていうところを明確にちょっとしてもらってもいいですか。はい。九州電力のタケツグです。この資料につきましてちょっとタイトルについては劇場上部の整理についてと確かにご対応誤開を、
0:05:45	与えるような表記になってるのかなと思うところなんですけども、資料の説明の方針としては以前の 1 月 30 日の審査会合のときに申請条文という言葉を使うとC、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:57	申請書文末のものについては審査をし内容の審査の確認をしないように誤解を受けるということで、表現を見直しますということを申し上げておまして、
0:06:07	今回アノて、企業条文の中で黒丸白丸というところで分類を新しくつけたというものでございまして、その分類にあたってはこれまでの適用条文の考え方を変えるというものではなくて、
0:06:20	これまでの適用条文の充実の考え方で分離AからDという考え方で充実しておりますけども、その抽出したものに対して、
0:06:32	先ほど言われた各条文の要求事項の程度感というもので黒丸白丸を新しく分類し直したというものになります。以上です。
0:06:42	はい。規制庁西内です。まず、適用×適用バルその適用かどうかというところのザツ値、資料で言うところの、
0:06:52	バツ。
0:06:54	か、白丸黒丸かの境目の部分。
0:06:58	バツになるのか、バツより上に行くのかって言うところの判断の考え方は今までから変わってないってことだと理解をしましたとで、今までから変わっていないのは何かって言うと、
0:07:08	まさにこのここにも書いて分類AからBっていう考え方が、従前フローの資料でいただいていると思いますけども、
0:07:15	要はその分類A会議に該当するんであれば×より上に行くよ、該当しないんであればバツだよというそういうような理解をしているって理解でいいんですか。
0:07:23	九州電力タケツグです。その通りでございます。はい。規制庁西内です。わかりました。
0:07:29	これは確認事項の二つ目にも関係するんですけど、二つ目というのはナンバー18ですかね、にも関係するんですけど。
0:07:37	ちょっとまずその今までやってきたことが何か消えたかな。要はこの、
0:07:42	下の表を見ると、
0:07:43	分類エーカーDというのは変更前にはあるんだけど、変更後に出てこないですねブレーカーっちゅうのか。
0:07:49	今の話を聞く限り少なくともバツかそうじゃないかの判断には運営会議ってのは来てるわけですよ。
0:07:55	そういったことがまず分かるようにして欲しいっていうのがまずありますと、で、
0:08:00	その上で、ちょっと先に聞いておきたいのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:07	この
0:08:09	黒丸から白丸かっていうそのバスより上に行ったところの、
0:08:14	いわゆる判断基準というか考え方っていうところで、
0:08:17	分類AかEっていうそれは考え方が何か生きてきてるんですけど。要は例えば分類Aのものが黒で、
0:08:24	棟Bなものがまるでとかそういうふう生きてきているのか、あくまで分類AからDっていう考え方はその×がそれより上に行くのかってそこにしか使ってませんっていうことなのかそこだけちょっとまた確認してもいいですか。
0:08:35	はい、九州電力タケツグです。運営管理につきましてはあくまで適用条文を選ぶときの考え方で、そこから黒丸、白丸を選ぶ際に別の、
0:08:44	判断としておりました仮の結びつくようなものではないという認識です。
0:08:52	はい。規制庁西内です。まず、今やろうとしていることはわかったんですけど、
0:08:57	そういう意味ではあれですね
0:09:00	少なくともバツウカアそれより上のところに行く判断としては分類AからDが生きている。
0:09:06	そこは今までのやりとりを変えるようなものではないっていうことはさ、少なくとも資料上明確にわかるようにしていただきたいくて、
0:09:13	バツの理由に追加するのか、別の形で補足するのか何でも結構ですけど、少なくともそこは維持されていることがわかるように資料上明確にしてもらえればと思いますがよろしいでしょうか。
0:09:25	はい。九州電力対策で承知いたしました。
0:09:28	はい。規制庁西内です。その上でですけど、ちょっとだけお待ちいただいてもいいですかね。
0:09:38	あとは、
0:09:41	では、先進性っていうと、
0:09:45	しない。
0:09:47	オカを与えて表現は直します。
0:09:54	ヤマシタ。
0:10:01	規制庁鈴木です。今、西内が確認したことでもうちょっと、
0:10:06	細かく確認しますけれども、
0:10:09	今日の資料1の22ページ、
0:10:12	表現しようとしているところは、
0:10:17	ABC、Dという分類があって、その中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:23	Aの黒塗りマルAの紙、
0:10:26	白丸。
0:10:28	BCDも同じように、
0:10:30	そういった符号が、
0:10:33	追加されて、
0:10:35	最終的に整理されるっていうような形になるというイメージでしょうか。
0:10:40	九州電力のタケツグでございます。
0:10:45	先ほどAからDと黒丸白までの分類について結びつけるようなものではないというところを説明しましたので、Aの中でも黒丸 100。
0:10:55	Bの中でも車で白丸が出てくるというところはその通りでございますが、最終的に条文整理表に、の部分の表記の仕方についてはちょっとまだ
0:11:07	検討中でございます。はい。
0:11:12	規制庁鈴木です。そういった意味で、
0:11:16	22 ページの下側の表の中で変更後と書いてあるところ、
0:11:23	は、
0:11:26	今までの適用欄のところ丸について、ABCDと書いてあったところを、
0:11:32	そこにさらにプラスして、
0:11:35	その0っていうのを、
0:11:37	黒塗りなのか白抜きなのかっていうふうに、
0:11:41	分けるようなイメージを考え、
0:11:43	ておけばいいでしょうか。最終的中長期の仕方は後々もうちょっとわかりやすくしてもいいと思いますけど、宇和イメージとしてはそういうイメージ。
0:11:53	九州電力のタケツグでございます。分類のイメージはその通りかと思えますけども、表記の仕方としては
0:12:01	新条文整理の書き方としてはAからDというところを、
0:12:08	載せるかどうかについてはちょっと今後検討したいと思ってます。以上です。
0:12:15	規制庁宗です。ただ、AからDは、先ほど西が確認したところだと、生きるという
0:12:22	言っているので、
0:12:24	それは表記しといた方残しといた方がいいかなって私は思ってますけどもちょっとまた、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:30	確認を進めていって、またその辺の表記の仕方、イメージが湧いてきたら、また話をしましょう。私から以上です。
0:12:45	それをどういうふうにするかも考えないと、一番、
0:12:53	はい。規制庁西内です。では続けて、バツかそうじゃないかんところは今までの考え方変わってないので、ちょっとあまり追加で確認することはないですよ。それは言うなれば、今までの考え方が生きてることさえ明確にしてくださいねっていうだけの話だと思ってますので、
0:13:08	その上で、
0:13:09	ちょっと次調べるクロマルの方の話がまさに今回の話としてあるんですけど。
0:13:18	ちょっとだけ持っていただいてもいいですか。すみません。
0:13:22	はい。
0:13:24	ごめん。
0:13:33	ここも、
0:13:40	ここまで、
0:13:54	③の、
0:13:59	困る。
0:14:03	つまり、別にだからさ。
0:14:07	工場。
0:14:13	買っていただく。
0:14:22	この話は、①と③と、
0:14:25	どう考えてるのかという話。
0:14:39	そういうふうに
0:15:00	僕が、
0:15:14	ここは、
0:15:16	は、
0:15:22	この流れ。
0:15:32	イマダハマグチ関係して、
0:15:43	はい。規制庁西内です。すみません。お待たせしました。
0:15:47	ちょっと白黒の部分の話を少しちょっと具体的な
0:15:51	今回の 17 条 1 項 1 号とかまさに関係する本文記載とか、引っ張ってもらって症状引っ張ってもらってますのでそういったところとか他の条文とかもうちょっと具体的な例を出しながらちょっとお互いのイメージを、
0:16:04	ちょっとまず九州電力はどう考えてるかってイメージがちょっと理解をしたいので、そういった観点での事実確認を続けていきますと、で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:10	一つ目は、
0:16:12	今回の資料上ですね。
0:16:14	ちょっと明記されていないので、何か考慮しているからいいのかっていうところから確認をしたいんですけど。
0:16:19	要は、
0:16:21	黒か白かっていうところはさっきの目的を踏まえれば、
0:16:24	今回の条文今回の申請の各条文への関係性の程度感を、
0:16:31	ある程度分類化してるんだと。
0:16:33	そういう意味ではクロマルが一番強度としては高いものになるわけですよ。
0:16:37	シノハラとしてはその薄いものっていう形になるんですけど、ここの考えるときに、いわゆる当事者がどうかっていう考え方が組み込まれているのかどうかをちょっと確認をしたくて、
0:16:50	当事者っていうのがどういう意味合いで言ってるかっていうとですね。
0:16:53	今回申請されているのは、端的に言えばもう高燃焼度燃料体なわけですよ。それを新しく採用します。
0:17:01	高燃焼度燃料体の追加するのはこれがまさに申請して対象なわけですよと、これはもう自明な話であって、他にもちょっと確認をしますけど、
0:17:10	こいつがいわゆる当事者になるような条文、
0:17:14	例えばですけど、
0:17:15	もちろん炉心とかの要求とかそうでしょうし、あとは耐震とか安全重要安全機能とか、そういったところも、要は主語になるわけですよ燃料体が、
0:17:25	燃料高燃焼度燃料体か、こういう設計であることでこの基準に適合しますっていう、これはこれ当事者のイメージです。
0:17:33	こういった話とあとは当事者じゃないパターン。
0:17:36	もうこれまでの僕会合でちょっとちらっと言いましたけど、例えばECCSとかもそうですよね。或いはECCSがこういうふうな機能を持ってれば良いっていう要求事項ですけど、その中で、当然にして燃料っていうものを関わってくる。
0:17:49	分類AからDの中にもそういった設計条件に関係するかしらないとかそういう話ありますけど、そういういわゆる
0:17:56	ちょっと言い方があまりよくないかもしれない加害者共犯みたいなそういうイメージですよ。
0:18:02	というところちょっとそもそも条文への関わり方としても、ざっくりと大きく2種類当事者がそうじゃないか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	ていうところはあるのかなと思っていて、
0:18:10	この白黒の関係性の程度感っていうものを考えるときに、程度感、その関係性っていうのは考慮しているのかしてないのかというところをちょっとお聞きできれば、
0:18:20	一連のタケツグでございます。車田と城間瑠羽イマイ治療としてご説明させていただきますけど、黒丸の方が1ポツ目の方で本文と、申請書に変更がある仕事にと書いておりますが、
0:18:33	こちらにつきましてはその通り申請書に今回申請書に変更があるところに関係する条文ということで今回燃料書いてますので、書いてる燃料に関して申請書の変更があった部分、
0:18:46	そこに関する所、関連する条文については、黒丸になると。
0:18:51	二つ目の方が例えば燃料集合体帰ってますけど四条の耐震とかは、基本設計方針自体は変わらないけど、燃料体が変わってるのでという意味での期間の
0:19:03	許可で確認された適合性の状態が変更となるのかというところで、本申請書の記載は変わらないですけどその当事者に関係するところなのでということで拾っていきたいと考えております。
0:19:16	当事者の今おっしゃった当事者じゃないパターンのECCS等ですけども、こちらについては燃料の評価に関係するような設備ではありませんけどもその設計条件等に変更がなくて、
0:19:29	今回申請者の川合は変わらないというところであれば白丸かなというところでイメージをしてございます。以上です。
0:19:41	ちょっと1個、規制庁ニシウチですけど、1個1個確認したいんですけど、
0:19:51	ちょっと話の中で出た、耐震については当事者だと思っているって理解でいいんですけど耐震上部に関しては、
0:20:01	優秀九州電力タケツグサハその当事者だと考えております。
0:20:07	はい。規制庁西内です。
0:20:13	耐震とかは当事者だと思っていて、19条とかのECCSがまさに、そうじゃないパターン。
0:20:21	当事者の設計条件に、今回の申請対象変更内容っていうのが関係してくるパターンだ、そういう理解でやっています。はい。伴九州電力タケツグでその理解かと思えます。
0:20:35	セトニシウチです乗っかりました。すいませんその理解の上ですよ。
0:20:41	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:43	それが黒白にどう生きてるかっていうところのつなぎ方がちょっとよくわかんなかったんですけど。
0:20:52	今 22 ページ目で記載しているこの基本的な整理についてって書いてるじゃないか山根で表がありますと、
0:21:00	この中で今の話をどう読めばいいのかっていうのだけちょっと教えてもいいですか。
0:21:07	明確には書かれてない。
0:21:10	九州電力タケツグです。
0:21:14	当事者を燃料だけに絞りますと今回燃料を変更してますと、燃料変更するにあたって申請書当然書換えが生じますと。
0:21:24	書換えが生じたところに、
0:21:27	ところで
0:21:29	いろんな六ヶ所書きかえますけども、その書きかえた箇所に関する条文については、当然車になりますよね。
0:21:38	というところで 1 ポツ目については、申請書の変更の上、
0:21:43	判断してますと。
0:21:45	二つ目のポツについては、
0:21:49	燃料が変わってますけど、浸水燃料に関する条文で、申請書の記載変わらないものがありますよね。
0:21:57	そこがんねん。先ほど例として挙げた燃料の耐震の閉じ込め機能、閉じ込めの
0:22:05	今日鬼頭になりますけれどもそこに関する耐震評価等については、
0:22:09	申請書に設計方針書いてますけど、これは燃料設計方針自体は燃料変わっても変わらないので、
0:22:18	聖職沢川で変わりませんと。だからといって関係ないかというとやっぱり燃料自体が変わってるんで、表で確認した燃料、変わってから変わりますということでその基礎市場の設計方針、
0:22:32	のについては改めて説明する必要があるのかなということでこちらも車に整理されるのかなと思ってるところです。で、
0:22:44	当間、この二つの観点で、評価の基準規則への適合性に変更があるものということで整理をしております、
0:22:51	下の白丸については、
0:22:54	評価の基準規則への適合状態に変更がないということで、ECCSとか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	そういった設備の対応の所、設備条文につきましては今回の何ら設計を変えるものではないですよその設計条件についても変更がないですよということで、
0:23:11	白丸で整理をしているものがございます。以上です。
0:23:22	んだけど私もなんか全然そっち。
0:23:38	方法、
0:23:45	規制庁スズキです。
0:23:50	資料1の22ページ。
0:23:54	の、
0:23:56	上の表で、
0:23:58	黒塗り0と。
0:24:00	白丸の、
0:24:03	説明今されたと理解してるんですけど、
0:24:07	黒塗り0歳、白丸の、ここの証言で、
0:24:13	大きく違うのが、白丸は、
0:24:17	設計条件に変更がなくってところからは、
0:24:21	で、
0:24:22	黒丸は、
0:24:24	その話がない。
0:24:26	で、もともとの適用条文の上からでいい。
0:24:32	て言っていたところに立ち返ってみると、
0:24:35	実は、
0:24:37	設計条件に変更がないっていう。
0:24:42	話になると、そもそも適用対象外に、
0:24:45	落ちちゃうんですね。
0:24:50	適用条文の、
0:24:53	B、C、Dの判定のフローっていうのが、
0:24:57	7月20日の審査会合の、
0:25:02	資料1-1の
0:25:06	5ページ。
0:25:09	まとめてこれ一応、
0:25:11	お互いの共通認識が取れているとあっていて、
0:25:15	で、
0:25:16	ここのABCDの中で設計条件の話になってくるのは、
0:25:20	旧4分類Dに与えた。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:23	分類されるもので、
0:25:26	今回、燃料を、
0:25:28	取りかえて、
0:25:30	その燃料に係る評価適合性確認結果っていうのが、
0:25:37	変わったので、それを設計条件、
0:25:40	置き換えますと、
0:25:41	というのが、
0:25:42	Q4 の、
0:25:44	判定基準で、
0:25:46	設計条件として変わってくるものはBなんだけど、変わらないものは適用対象外になるので、
0:25:54	先ほどの資料 1、今日の資料の 1 の、
0:25:58	表の、
0:25:59	白丸のところでは設計条件に変更がなくていった谷。
0:26:04	何かAからDからAからDの判定基準から外れた話をしてるように、
0:26:09	見えちゃうんですけど、ちょっとそこの表現が、
0:26:13	リンクしてないんであれば、何かもう少し、
0:26:16	適切な言い方をしないと、混乱を招いてしまう気がするんですけど。
0:26:21	そこをちょっと説明してください。九州電力タケツグでございます。もうご指摘の通りかなと思ひまして、
0:26:27	アサノ、こちら、どちらの資料でも設計条件という言葉を使って、
0:26:33	塗ってところがちょっと混乱のもとになってるのかなと思ひますので、
0:26:37	土肥にしてるところとしてはちょっと違うも能を意図してまして、資料 1-2 の方の設計条件につきましてはちょっとわかりやすいところで言うと 17 条 1 項 1 号のバウンダリの話になりますけど、
0:26:50	そちら、設計上、共同計算を行いますと、共同検査のインプットとしては、
0:26:58	共同検査になったそのインプットがありますと、そのインプットを変えてるかどうか、変えるかどうかというと燃料集合体が変わって炉心の反応度等変わっても、そのインプット、
0:27:09	の条件ですね、を下回っ。
0:27:12	ウワーってそういうこと自体もほら、に包絡されますので設備に設備の設計の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:20	ここに書いてある設計条件が設計のインプットと言い換えますけど、変更がなくて、既アノで希望された適合性の状態が変更とならない条文という意図で記載をしております。
0:27:34	前の会合資料のパワーポイント資料のフローにつきましてそこにおける適合性確認結果を設計条件とか、
0:27:41	評価機または適合性確認結果を設計条件整理かっていうところの設計条件につきましては、
0:27:52	有効性、何らか、異常な形とか、政治の評価とかそういった結果が設計条件の
0:28:02	あっせん基準専権設計のインプットを下回ってることを確認しているとか、そういった意味で使用しているものでございます。以上です。規制庁そうです
0:28:11	多分混乱の種がどこにあるかわかりまして、今 17 条 1 項 1 号で言った設計条件っていうのは、
0:28:19	あくまでも、
0:28:21	設計をする上で定めた崩落値、
0:28:26	これを変える必要がないかどうかっていう話であって、
0:28:30	先ほどの適応条文のフローでいうと、
0:28:33	Q4 の、
0:28:35	燃料取りかえたことによって、燃料に関する評価を、
0:28:41	して、その評価値また適合性確認結果を、
0:28:45	設計条件とした上で、
0:28:48	それが包絡値に、
0:28:50	おさまっているかどうかを確認して設計に入りますってことなので、なんで、
0:28:56	包絡値におさまってるかどうかやっぱ見る上では、評価条件設計条件というのは、
0:29:04	内側では変わってるんです。
0:29:07	で、
0:29:08	今の話が、
0:29:10	単純に設計条件変わって、包絡値を変えるか変えないかっていう話の次のステージに繋がる話でして、
0:29:17	いうことであれば、それは十九条のECCSと全く同じで、
0:29:22	ECCSも燃料を変えて燃料がちゃんと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:26	破損しないようにできるかどうかって話をしているので評価値変えるわけですよ。設計条件そこ変えました。それによって、
0:29:33	変えたけど、
0:29:35	ECCS自体の設計は変えなくてもよくなったっていう話を最後つなげたい。それは、
0:29:41	さっき言った、
0:29:42	17条1項1号のRVの設計と何、何ら変わりはなく、ない、そこに包絡値という話が入るか入らないかだけで、
0:29:51	混乱を招いてしまう。
0:29:52	だからその包絡シノ話をちょっと脇に置いて、
0:29:57	崩落者の話は後にしましょう。
0:29:59	いうふうに考えたときには、17条1項1号だって、
0:30:03	設計条件変わるんですよ、分類していったと思ってるし、
0:30:08	現状17条1項1号、やっぱりD分類している。
0:30:15	やっぱりそうということですよって話になるんだと思うんですけど。
0:30:18	だとすると今の、
0:30:20	資料1の22ページの市道丸野。
0:30:24	設計上日程に変更がなくっていうところが本当にここで、これで分けるのかどうかって話。
0:30:31	を、もう一度何かよく考えたほうが良いような気がするんですけど。
0:30:36	九州電力タケツグでございます。
0:30:44	はい。
0:30:45	ご指摘の通りでして、タダノ資料1-2の白丸のところについてはこちらの設計条件って書く等、誤解を、誤解を招くというちょっと誤った表現になるというのはその通りなので、こちら設計、
0:30:59	この時点では設計のインプットに変更はなくという意図でとらえていただけたらなと思います。以上です。規制庁都築です。そうすると、
0:31:08	17条1項1号も十九条も、これは、
0:31:12	あくまでも適用条文の分類Dであって、設計条件、
0:31:17	今回し、高燃焼度燃料を入れることによって、
0:31:21	まず、まず変わりますと。
0:31:23	で、下は変わる上で、
0:31:28	じゃあ17条1項1号は、白丸ですよっていう話に持ってくとしたら、19条は、黒丸になるってそういう、
0:31:37	使い分けをしたいと思っているってことです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:40	九州電力タケツグです。
0:31:42	いや、19条の第1項1号も同様の整理でして白丸だと考えているということになります。以上です。
0:31:50	規制庁それでそうするとじゃあ、
0:31:53	白丸の基準がどこにあるのかやっぱりちょっと、
0:31:56	よくわからないなっていう。
0:31:58	ことに私は今、
0:32:00	落ちました。
0:32:07	先ほど言った適用条文としての分類の、
0:32:12	内容に引き続いて、何かしらここに、
0:32:16	黒塗りなのか、白なのかっていうところを判断する。
0:32:22	何か別の要因がある。
0:32:25	わけですよ。
0:32:29	それを、が何なのかっていうのを的確に表現しないと、ちょっとこの、やっぱり黒塗りと白丸の、
0:32:36	社会がやっぱよくわからない。
0:32:48	九州電力タケツグです。
0:32:52	趣旨は理解したかと思えますまず今の実験のインプットって書くところと19条が拾えないんじゃないかということかと思えますので、
0:33:03	当社の
0:33:04	分類の1、1というか負けた分けたいと思ってるのは設備の設計について変わらないものについては、白丸の方に、
0:33:14	整理できるのではないかと考えていうところで資料作っておりますけども、ちょっと途中途中で今、申し訳ない規制庁スズキですけど、今の話からすると、
0:33:25	多分、
0:33:26	燃料体という直接の当事者じゃなければ、白丸に行く。
0:33:32	というふうに言ってるように聞こえたんです。
0:33:37	燃料という当事者が関わってくることによって間接的に影響を、設計条件変わってくるようなところについては、
0:33:47	なぜDの中で、
0:33:49	燃料そのものが、
0:33:51	話なのか。
0:33:52	燃料によって影響を受ける。
0:33:54	別の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:56	人の話なのか。
0:33:58	それだけの違いだっていうふう、言ってるように聞こえた。
0:34:07	ということは、例えば先ほど 17 条 1 項 1 号とか十九条って言いましたけど、24 条の安全保護回路だとおんなじ。
0:34:15	話になってくるし、計測制御系だって同じような話になってくるし、
0:34:20	Cvだって同じような話になってくるして、
0:34:24	そういう感じに聞こえたんですけど。
0:36:03	私は、
0:36:05	もう、
0:36:07	うん。
0:36:09	御社の話じゃない。
0:36:13	債権も入って、
0:36:15	この後、
0:36:16	そうじゃないの設計状況となって、
0:36:42	器具。
0:36:55	明確化。
0:36:57	グループ。
0:37:52	規制庁西内ですけど、ちょっとすいません若干、
0:37:58	ちょっと私直接入ってない時の話っていうこともちょっとそれで念のためっていうところも含めてですよ。適用条文の選定類型化フロー、野瀬協のこれヒアリング資料ではなくて過去の日審査会合中をですね、
0:38:13	これはおい、
0:38:18	7 月 20 日の審査会合資料 1-1-1 の 5 ページ目のところを少し見ながらですね、ちょっとね、確認をちょっともう 1 回したいんですけど。
0:38:32	Q1D、まず当該条文は燃料集合体に直接要求のある条文化って書いている。これは、
0:38:41	燃料集合体っていう個別具体的なワードが要求事項にあるかどうかっていう夢方がいいんですけど。要はですね、燃料集合体で設計基準対象施設であって安全機能を持ってる安全施設ですよ。
0:38:53	設計基準対象施設とか安全施設っていうものが主語になっているところは 9 市では入ってこない。
0:38:59	入ってくる。
0:39:00	州電力のタケツグでございます。
0:39:02	衛藤。
0:39:04	フローの資料を用います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:06	教えれば
0:39:09	後ろの方に、
0:39:10	各条文の分類の結果っていうのを載せてるんですけども、
0:39:15	今の分類Aのところですね、見て、例えば今のご質問に対する答えとしては設計基準対象施設等も拾ってきてるという回答になります。後ろの表の方を見ていただければと思いますが、
0:39:28	たとえばー、第三条の1項なんかは設計基準対象施設ということで前例として、
0:39:35	整理してございます。以上です。
0:39:40	はい。規制庁の西内です。
0:39:45	さっきちょっと最初に僕聞いたと当事者かどうかつちゅう話でいうと、ナカマタここに当事者でイエス側に行くわけですよ。だから適用側っていうのは当然、当然して当事者が者に行くわけじゃないので、ここでまず入ってきていて、急にワー
0:39:59	今回は燃料集合体の話なんですけど、どっちかっていうとそこに取扱施設とかそういった関連設備、附属設備関連設備的なものも入ってくるので、これは、それが同じような観点で書いてますよちゅうものですよ。
0:40:13	Q3 は、
0:40:18	これを、
0:40:19	燃料集合体がいわゆる当事者のやつもここに入ってくる。
0:40:26	当事者のやつは全部9市で1回適用になる。
0:40:29	ですよ。
0:40:33	11年中九州電力タケツグでございます。当社のやつは9日に入ってくるかと思えます。金さんについては、
0:40:40	海田イトウ。
0:40:43	13町とか、25条とか27条、
0:40:50	燃料を変えたことによって、いわゆる評価、評価をしないといけないものについて沖さんに拾ってくるということで、分離しております。
0:41:05	ちょっと確認です。
0:41:09	そういう意味では、どちらもフラットで、前回の、今までの議論をちゃんと自分が聞いてないので、何か違うこと言ってるかどうかわからないって意味なんか連れてくるかちょっと。
0:41:20	規制庁西内です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:23	今の話聞くと、結局だから燃料集合体が直接的に主語となって、条文適合性、
0:41:31	燃料集合体の、その条文への適合性を直接見なきゃいけない当事者条文は、旧市で入ってくる旧さんまないし給与もそうなんでしょうけどこれはいわゆるさっきのイメージでいうと、加害者、共犯者側の、
0:41:44	燃料集合体以外、
0:41:46	13 兆はちょっとあれですけどね、13 条はちょっとまた形が違いますけど、これは若干当事者があればいいんじゃないかなって気も若干つつですけど、1 回おいて、2527 とか 10-19 とかありますけど、これいわゆる別に燃料がその猪燃料に対して直接の要求ではないわけですよ。
0:42:05	だから燃料が、
0:42:07	25207079 とかの設備、各設備の設計条件に関係するかしらないかっていう観点ですよ。
0:42:17	そういう時予算と給与の違いをちょっともう少し確認理解したいんですけど。
0:42:23	Q3、
0:42:25	もう、
0:42:27	燃料集合体の設計を入力して評価を行うか。
0:42:33	Q4 を、
0:42:35	評価値適合性確認結果を設計条件しているかの、ここの違いをちょっと具体例出しながらちょっと説明してもらってもいいですか。
0:42:46	ちょっと若干私が今理解が追いついてないってだけの話で申し訳ないですけど、九州電力タケツグでございます。真木さんの企業も確かにちょっとわかりづらいところがあるんですけども、Q3 については、燃料があることによってインプットそのものが変更になって評価を行わないといけないものというような、そういうイメージ
0:43:04	燃料集合体をインプットしているものというところをイメージしております、例えばもう 13 条を、
0:43:10	がわかりやすいところだと思いますけれども、
0:43:13	Q4 の方は、その普及 3 で評価を行いましたその結果の有無によってまたその設計を変えなければならないものとか、
0:43:23	かどうかっていうところを判断しないといけないものとか、考えてまして先ほどから 17 条 1 項 1 号の部分がいい例を挙げてますけれども、こちらにつきましては例えば 13 条で評価した以上のカトウの結果、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:36	によってその設計の有無を、左右されるものになりますのでそういった条文を予定しているものでございます。以上です。
0:43:47	規制庁数字でしょ。ちょっと今の。
0:43:50	説明はわかりにくいので、私が、
0:43:53	審査会合で認識した内容を言うので、
0:43:58	認識が合ってるかどうか、改めて、
0:44:00	聞きますけど、Q3については、
0:44:04	25条側の反応度、
0:44:07	関連するところがわかりやすいと思う。
0:44:11	燃料の状態を言ってどれだけの反応度が、期待できるか。
0:44:18	ということを評価しなきゃいけないような内容、それは27条も、
0:44:23	燃料を条件としてどれだけの放出量があるかっていうことを評価しなければいけないこと。
0:44:31	一方で94と言っているのは、
0:44:35	今言ったような評価、
0:44:38	をした結果として、
0:44:41	例えば19条でいうと、
0:44:43	ECCSの流量を、例えば1000立米パーアワーというふうに、
0:44:49	していることが妥当であるかどうかというのを、
0:44:53	評価結果から確認する。
0:44:56	要するにそれは、
0:44:58	裏を返せば、
0:44:59	1000立米パーアワーにするという評価条件を定めているということに等しいと。
0:45:06	これはRVの話も同じで、17条ですね。
0:45:10	ええ。
0:45:11	燃料を入力条件として評価した結果、
0:45:15	原子炉圧力最大が17MPaでした。17MPaで壊れないように、18MPaの
0:45:24	使用時っていうところで、妥当であるかどうかということを確認する、そういったことを、
0:45:31	の使い分けが、13と14で違うというふうに認識してますけどそ、それでよろしいですね。
0:45:39	訂正電力のタケツグでございますご説明ありがとうございます。その認識で問題ないと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:45	以上です。
0:45:50	規制庁西内ですけど。
0:45:58	燃料が入力にはなるのは両方 9394 一緒なんだけど、入力の仕方の段階が違うよっちゅうことを言いたいっちゅうことですか。
0:46:09	いや、
0:46:13	結局、いや、ツツミの上流、旧三級 4 の条文のせっかくせっかく設計も、
0:46:20	突き詰めていけば上流のどっかにこの今回追加する高燃焼燃料っていうのが入力の形でどっかで入ってくる。
0:46:28	で、理解をしたんですけどそれは合ってます。
0:46:35	それでちょっと、もう少し言っとくと、
0:46:39	Q3 は、燃料が入力条件になって、それで、
0:46:47	炉心の反応度だとか、或いは補プラントからのFPの放出量とかっていうパフォーマンスを、
0:46:55	確認して、
0:46:56	行くこと自体が、設計を確認したことになる、こうで、一方で、
0:47:02	Q4 というのは、燃料の設計条件入力とするけれども、一方でもう一つ、
0:47:11	例えば 19 条でいうと、ECCSの使用地。
0:47:15	それも同じ、一緒に入力して、
0:47:18	その結果として何かの基準を満たしていれば、
0:47:21	ECCSの入力値も問題なかったねって話になるの。
0:47:32	両方が入力してるわけですよ。
0:47:37	DPCSも燃料入力するけども、井清サンポっていうのが、
0:47:44	燃料がだから、燃料から、いわゆる加害者として関係するかどうかっていう関係で、計算機の一つでYesなんですね。
0:47:52	旧三和評価結果そのものが、
0:47:56	設計時として現れてくる。
0:48:01	何% Δk背景っていうような、
0:48:06	結果になってますよ。
0:48:08	それがそもそも、何かを満たしていますっていうような話。
0:48:12	なるようなその使用人になるような、
0:48:15	もう終わりかいいですね九州で。
0:48:19	あ、九州電力タケツグですその理解です。ですので、
0:48:25	仕様値を、
0:48:27	の妥当性を確認する上での評価については、燃料がインプットになるかということになっているという回答になるかと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:42	規制庁成立もう少し続けてQ4 はさっき言ったように、十九条だとECCSの流量って入力条件を、
0:48:50	を、
0:48:52	に、燃料と一緒に入力するんだけど、
0:48:56	その入力したそのものが最終的に設計条件になっていますっていうのを確認するような、
0:49:10	安全保護回路でも何秒で、どんなパラメーターでヒットするよっていうのを入力値として入れてあげて、
0:49:17	結果的に何かの基準を満たしていればその
0:49:20	設計条件が妥当であったねっていうのを、
0:49:24	確認してるよ。
0:49:41	弊社、ECCSにつきましてはECCSは指針に従って評価をして、
0:49:48	それを満足すれば、その 19 条の
0:49:50	シバタ 19 条の要求は満たしますよねというところで、
0:49:58	Q4 側に分類してもらいます。
0:50:09	しゃべりますよね。
0:50:12	非常にそれを整理する必要があるのか、何か。
0:50:17	適応かどうかっていう。うん。燃料を抜くという気がする。連絡をつけるところは、ここは通信のオリジナルで予算。
0:50:27	だからどういう人が客観的に、
0:50:33	これは今広くとるわけですから、何が入力か否かという話ですけど、
0:50:38	何かわざわざそこを分岐させたり何か、
0:50:40	何かそれは嫌燃料が入力か否かって廣井のか。
0:50:44	だから直接入力してるとは言いづらかったので、
0:50:47	だからやっぱりレベルが違うってことですから専門家として、これは燃料を直接入力してやりますっていうのはちょっと遠いんです。
0:50:56	慌ててるかって言ったら、
0:51:00	尾山さん。
0:51:04	月岡どっかで行いますってのはそういうふうなことがわかりました。
0:51:08	ありがとうございます。結局バスでこんなに何かコサクミヤサキございましたんで、
0:51:14	規制庁西内ですけどあ、わかりました。どうぞ。
0:51:19	そうするとですよ。
0:51:21	ちょっとさっきの当事者かどうかって話は戻りますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:25	結局この、まず適用かどうかの時に一応当事者かどうかというちゃんと適用かどうかを入れていって今日は拾っていて、いわゆる加害者、直接じゃないけどいわゆる設計条件何らか寄与するような燃料体がね。
0:51:40	寄与するようなものも、1 大田の適用としては疲労フローになってるわけですよと。だから、この段階でまず適用かどうかは拾えているところで、
0:51:48	ちょっと1 個だけ、もう少し読み方が疑問だったのがですね、
0:51:54	さっきスズキとやりとりしてた部分でちょっと僕もそこを理解できなかったのが、例えば旧さんがすごいわかりやすいのは計算でいきますけど、
0:52:02	燃料集合体の設計を入力条件としてって言った時にちょっとこれ具体例出してやりたいんですけどね。
0:52:08	多分、十七条なんで、正確に言うとQ4 なのでしょうけど、ちょっとイメージとしてはヤマカワないと思うので、ちょっと、
0:52:15	17 条例にて確認しますね。
0:52:17	17 条って、
0:52:19	今回の確認事項リストの
0:52:24	20 番かな、
0:52:27	のところでもちょっと入れてますけど、
0:52:31	これって結局今、適合性としてどうどう考えているのか、要は
0:52:41	今回の資料の 5 ページ目の文章だと適合性が確認された状態の変更がないことを明確化するためって書いてますけど、実際これどういうふうに考えてるのか、要は設計条件の話も絡めて確認したいんですけどね。
0:52:53	と、
0:52:54	一番わかりやすいのが、
0:52:58	9 ページ目ですかね今回の資料 1 が 109 ページ目部分ですけど、
0:53:09	17 条のこのバウンダリーの話の中で、
0:53:12	ポツ設計基準対象施設の(1)のバウンダリーのところの記載ですよ。
0:53:18	以下を考慮した設計とします。通常運転時っていうところで、いろいろな風化とかがある中でヨシノ反応度変化による荷重の増加に対して、その下に 9 カタギリ設計ツシマって書いてるわけですよ。これがまさに他にもいろいろありますけど適合性RVの 17 条の適合性を担保するための設計方針なわけですよ。
0:53:37	これ抽出してもらってますと、で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:40	赤字事故にも書いてあるんですけど、まさにこの炉心の反応度っていうのは今回アノ高燃焼度燃料を追加することによって変わってくるわけですよねとここが、
0:53:48	てことはまさに、そういう意味でいうと、
0:53:51	さっきの旧三級よらへんの話聞くのであればですよ、燃料体の条件っていうものを、このRVの設計条件に入ってくるようなまず理解をしてるんですと。
0:54:01	一方で、一方で、
0:54:06	この同じ資料の中で例えば 12 ページとかですけどね。
0:54:10	もうこれ例えばですけど、
0:54:13	このカトウ条件に対する要求の中で、4 行目のところに安全側の条件を与えるって話がありますよねと。
0:54:19	こういうような話もあって、要は、燃料集合体を 1 回設計条件として入れるんですよと言ってるんだけど実際にはこういう安全側の条件入れてるか包絡されるんですさっき話なんで包絡したんです。
0:54:31	だから、変更ないんですけどっていうようなことを説明したいのか、ちょっとまず 17 条 1 項 1 号に対してどういう説明をしたいのかっていうのをちょっと説明してもらってもいいですか。
0:54:39	ちょっと今、関係箇所が示せ示されているだけで、
0:54:43	関係箇所からどういう説明をしたいのかっていうのがちょっとまず資料上明確に読み取れなかったので、
0:54:49	九州電力の武智でございます今ご説明いただいた後者の後ろの方でご説明した内容でございます、設計にあたっては安全上、
0:54:59	保守的な条件を与えてやっていますので、今回午後燃料を導入して、
0:55:08	異常な形の反応度。
0:55:11	異常なカトウG2 を、のは所長時代の条件が変わったとしてもその安全側の条件で設計するということは変わらないので、その状態は変わらないと。
0:55:22	いうことを説明したいと考えているものです。以上です。
0:55:26	はい。規制庁西内ですけど、ちょっと今の話踏まえて旧さんとの間、9394 との兼ね合いなんですけどね。
0:55:33	計算機オンダ等、集合体の設計を入力条件として、もしくはその救済の評価値を設計条件としてって話書いてますよねと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:44	今の話を聞くと、何かここではじかれちゃうようにも読めなくもないんだっというふうに思ったんですけど、今の 17 条 1 項 1 号の例に当てはめて言うのであれば、まずバウンダリーの設計、
0:55:56	入力条件、
0:55:57	評価上設計条件というものに燃料集合体の要素は関係しますよとまず、それ登録はされますよと。
0:56:05	ていうのが、9394 で言おうとしているもので、
0:56:09	その先の、まさに今回その適用になった後の判断の中で、実際にそれ変えるのかどうか。
0:56:16	そのイン登録はされている諸条件を、今回の申請で変えるのかどうか。いやここにも書いている通り安全側の条件なので変えません。だから適合性の状態は変更ありませんっていうそういう流れって思えばいいんですかね。
0:56:28	九州電力のタケツグでございます。今の通りでございます。
0:56:33	規制庁西内です。
0:56:36	今の旧三級 4 ちょっと僕も 1 回の今見た時に、若干その旧三級読んで、実際に燃料集合体のう。
0:56:45	設計を入力条件として評価を行う条文かと言われたときに、実際これ包絡値で評価してるわけですよ。だから燃料集合体の設計値をそのまま入れてるわけじゃないわけですよ。で考えると、
0:56:57	何か旧三級がちょっと読みづらいなと思っちゃったんですね。要は旧三級で言っているのはそういったものを、燃料集合体の設計っていうものがまずこの
0:57:07	ある設備の 17 条 1 項 1 号でのバウンダリーの設計条件としてまずノミネートされるかどうか。
0:57:14	実際にどういった値がノミネートされるかっていうのはその先の話、このまさに申請条文の話で、
0:57:21	実際変わるかどうか。
0:57:23	それとも安全かワダかわないのか、っていうところをちょっと、その先の判断で使っている。
0:57:28	ということでもいいんですかね。
0:57:31	九州電力の武智です。はい。その認識です。
0:57:35	アノのニシウチです理解はできましたよとで、
0:57:39	うん。それから 39394 がと、今のこの話はやっぱりちょっと関連性があった、少しちょっと読みづらいところもあるので、少しちょっと意味合いは変

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	わってないと思うので、旧三級の表現を少し見直してもいいのかなと思います。そこら辺がわかりやすくなるようにですね。
0:57:53	要は別にここで 9394 で実際に入れてるかどうかは別に見てないわけですよ、燃料集合体がノミネートされるかどうかぐらいの確認ですここはってということなんですよ。
0:58:02	になってます。ちょっと違います。
0:58:06	ちょっと違うのであれば、今のうちにおっしゃっていただきたい。
0:58:20	逆にそうしないかのデータが書かれてるだけだと思うがなというふうに、適用対象外になると思うんだけど、
0:58:38	すいません。今の九州電力のケースです。今の
0:58:43	A等級 3 給与の表現を変える必要があるというところも一度ご説明いただいて、
0:58:48	思いますでしょうか。
0:58:52	いや、
0:58:55	規制庁ニシウチですけど、
0:58:57	十七条なんてQ4 でいきましょうか。
0:59:04	17 条に関しては、炉心の反応度っていう燃料体金の条件をまずインプットしてるわけですね明確にこれはそういった項目をインプットしてますね。
0:59:13	で、そういった項目をインプットしている。
0:59:15	給与を、
0:59:17	そういうのかっていうと、何か今の表現だけ見ると、その項目をインプットというよりは、実際にどういった値をインプットしているかっていうところまでQ4 でやってるように見ると。
0:59:28	で、
0:59:29	どういった値を入れているか、実際の燃料体集合体の実際の設計評価値とか、そういった実際の値を入れているかどうか、ていような判断を給与にしているように見えるんですよ。
0:59:41	そういうふうに読んでしまうと、実際には安全側の条件として実際の設計値評価値とは違うところを入れてるわけですよ、かなり高目の値を入れてるわけですよ。
0:59:48	そうするとQ4 適用対象外の脳の方にいっちゃうように読めるのでっていうことをちょっとそう読んでしまったってところなんですよ。
0:59:55	そうは読まない理解でいいんですよ。
0:59:57	あくまでQ4 とかQ3 は項目として入れてるっちゃうことなのかな。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:29	九州電力中園でございます。Q4の今の表現ですね
1:00:34	Q3の評価値、または、適合性確認結果を設計条件としてるか、いわゆる、今おっしゃってるのは、
1:00:41	まさにこれをダイレクトに使っているというイメージを持たれてしまうということだと理解をしております。
1:00:48	で、
1:00:50	それぞれだとちょっと誤解を招くので例えば包絡値を使ってるのであれば、そうではないですよとダイレクトではないですよというところになりますので、
1:01:01	ちょっと表現についてはちょっと間がたいと思いますけど、意図するところは共通認識が取れたのかなとちょっと思っております。
1:01:11	まして、今この場でちょっと表現を考えるなら
1:01:14	注3の評価値または適合性確認結果、
1:01:18	と、関連してる条文化って言い方になるのかなとちょっと思ったんですけどそんなイメージでしょうか。
1:01:27	規制庁ニシウチです。うん。
1:01:31	イメージは合っていると思っていて、ちょっと関連するっていう表現が結構広くなっちゃうのでのちでちょっと、それでいいかどうかちょっと置いてですけど少なくとも最初におっしゃったダイレクトにっていうところ。
1:01:42	まさに同じイメージですと、そのイメージで話をしますと。
1:01:46	で、まさにダイレクトかどうか肉等とかかわらず、
1:01:50	その項目を使うか使わないかだけの話なんですよ旧三級予報でダイレクトにそれを使っているか使っていないかというのはまさに今回の17条1項1号のように白マルか黒丸下の方で確認をしているっていうイメージなのかなと思ったんですがそれも合ってますかね。
1:02:10	九州電力の風間でございます。それはその通りだと思います。
1:02:15	規制庁西内です。そういう意味でいうと、旧三級よりちょっと誤解を与えないような観点で、いやあれですよ白黒の方をちょっと今後表現を見直すときに、
1:02:28	見直した結果ですよ、結果、別に今のこのフローとその見直した結果で別に明確だなということでは別に修正する必要なくて、別にQ3適用条文の整理を変えようという議論を確認をしたいというわけではなくて、
1:02:42	あくまでちょっとその理解のためっていうだけの話なのでちょっと今後明確化の観点が必要があればちょっとそこは明確にしていただければいいのかなと思いますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:53	を、九州電力の方で承知いたしました今後、
1:02:58	今回、事実確認いただいているですね黒丸白丸呉の整理をしていく中でですね、その中で、
1:03:08	綺麗に整理ができればですね、
1:03:11	ここの、今回見直したいところではない、ないというのは、認識は我々もそうですので、適応の整理としては、このままで
1:03:21	それより後の黒丸白丸の整理をししっかりわかるように、表現をちょっと考えるというふうに理解しました。以上でございます。
1:03:33	はい。規制庁西内です。
1:03:36	今の給与の文書とか生かすのであれば単純に
1:03:39	燃料、旧三級世の表現を生かすのであればですよ、燃料集合体の設計値等を設計書評価とかというものを、
1:03:47	入力条件設計条件とした上で、安全側の条件として包絡値を適用しているかどうかというのがその先のヨシナガに来るわけですよ。それでつなげるような形で使っていただければまだわかりやすいかなという気がしますし、少しちょっとそこら辺工夫なのかなという気はしましたと。
1:04:01	で、そういう意味でいうと、ちょっと17条1項1号の話だったらそのまま続けていきたいんですけどね。
1:04:08	結局、
1:04:10	安全側の条件包絡値を与えてますよっていう説明は、この指名され、
1:04:18	資料1-1で示されているものの中のどこで説明してるかっていうと、そのさっきちょっと示したような、
1:04:25	12ページの部分しかないっていうことでしたっけ。
1:04:29	これによるんだ。例えば天発とかはないんですけど。
1:04:32	具体的にどれぐらい与えてるんだとかって記載は、
1:04:36	相場テンパチも含めてこれ全部何でしたっけ。
1:04:43	実際に二つですけど、そうですね今回抽出し、
1:04:48	ですので、今回中止させた本文と、a. 発の、17条1項1号に反映するところを今回実施させていただきましたのでその箇所、
1:04:58	現状その数のみになるかと思えます。
1:05:09	規制庁西内です。
1:05:14	終わります。東映。
1:05:21	規制庁宗です。今の、
1:05:24	RVとして、17条1項1号として、アンゼンガワニっていうところは、
1:05:29	原発で示してありますっていうふうに言われたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:33	それはこれから支社店、先ほどの資料 1 の 12 ページでテンパチの、
1:05:40	一般構造としての抜粋ですよね。
1:05:47	で、
1:05:49	今、今のRVの話と同じような状況の、
1:05:55	ものが、
1:05:56	今まで聞いている中で、もう一つあって、
1:06:01	燃料、
1:06:03	貯蔵設備側の、
1:06:08	水遮へいのための水。
1:06:11	設計用線源。
1:06:13	というやつがあって、
1:06:16	それは高燃焼度燃料に、
1:06:19	が入ってきたとしても、
1:06:22	設計用の線源強度に包絡されるので、その設計は変わりませんって いう説明今まで聞いているので、まさに今の 17 条 1 項 1 号のアンゼン ガワニって言ってるのと、
1:06:35	同じだと思うんですけど、その話も、
1:06:39	テンパチの、
1:06:40	一般構造のところなのか或いは、
1:06:44	使用、使用済燃料貯蔵設備の方の話なのか。
1:06:51	ちょっとわかんないんですけど、そういったところにやっぱり、
1:06:54	記載があるもん。
1:06:56	そ、そういうのは、
1:07:00	そういうものがない。
1:07:01	安全ありみたいな形で書いてないところについては直接的に、
1:07:05	使うものですっていうこう、
1:07:08	使い分けを、
1:07:09	許可の中でちゃんと、
1:07:11	示しているものが、
1:07:13	今この場で確認できなければ、その辺も含めてちょっと、
1:07:18	しっかり確認をしていてもらいたいんですけど。
1:07:49	ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。
1:08:33	まだそうです。
1:08:41	本論
1:11:13	そうです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:24	九州電力タケツグでございます。
1:11:26	江藤先ほどの話なんですけども、SFPの遮へいの、
1:11:30	皆さんがですね
1:11:34	十分な水位が保てるようにというところは書いてありますけどその推移について、
1:11:39	ある程度安全を余裕持った水位とするという予定記載は、
1:11:44	ちょっとないかなと思ってまして、
1:11:47	設備に関しまして
1:11:50	すべて安全が余裕を持ったとかそういった表現なってるかという、
1:11:55	そうではないのかなという、
1:11:57	今お考えになります。以上です。
1:11:59	規制庁そこは過去の申請書の書き方の
1:12:04	変遷もあるので、押しなべてそうではないんだらうなっているところはありますけれども、
1:12:10	先ほど言った、アンゼンガワニってのが一つキーワードとして、
1:12:16	差別化する要因っていうのはなってきますよっていうのを、
1:12:21	今回の黒丸とか白丸のところに、
1:12:25	入れていきたいという。
1:12:27	考え方だっていうこと。
1:12:29	理解しましたので、
1:12:33	私からは以上。
1:12:38	規制庁西内です。
1:12:41	ちょっといろいろ確認、すいません確認事項の順番もあんまり意識しないでいただきたいんですけど、いろいろ関係性があるので、
1:12:49	ちょっと話を戻してとりあえず適用条文のフローをもう1回私も理解し直してで改めてですと、最初にちょっと白黒の整理で話を最初の方に話をした当事者のワードに戻りたいんですけど、
1:13:01	まだカラー適用条文の、この分類ABCDの中に、すでに当事者、加害者みたいな意味合いは若干入っていったと。
1:13:12	燃料集合体は会社の取り扱い施設とか含むものが直接的に適合性に関係するのかどうか、これが分類ABのいわゆる当事者分類であって、
1:13:22	分類CDわあ燃料集合体を使って、その他の設備の設計条件とか解析とかしますよ、評価しますよっていうものであって、これは言うなれば加害者、加害者というような言い方がちょっとかもしれないですよねちょっとわかり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:38	イメージだけお伝えしますけど、当事者じゃない分類。
1:13:42	13 はちょっと微妙な気もしますが、ちょっと黄色が違いますよね。
1:13:46	して考えるとですよ。
1:13:49	すでに適用のときからそういった考え方も下部に含まれていて、当事者だけだともう正直適用関係で何か漏れ得るのかなって気もするんですけど、ちゃんといわゆる当事者じゃない分も含めて適用として拾ってくれていると。
1:14:03	で、じゃあ、その先白黒の話の中に、このイメージは、要は分類ABと分類CDについて、
1:14:12	分類ABの方についてはですよ、これはいわゆる今回の条文の関係性っていう意味では、当然にしてもうダイレクトに黒丸ですっていうパターンもあれば、
1:14:23	中には、いわゆる関係性としてちょっと薄目のやつもあると思うんですよ。だからかなり代償なり、幅はあると思っていて、そういう意味では当事者上部の分類海老イワマクロマルシラガで結構分かれていくのかなっていう気はするんですけど。
1:14:36	これ、いわゆる加害者の方の分類CD上部の方、ちょっと13条だけ経路が違うので1回13時大井別に置いといてもらって結構なんですけど、
1:14:46	そういったものって、今回、黒で拾うとして、関係性の程度感っていう意味合いでは九州電力としては黒川に入れよう。
1:14:55	ユリ入るものもあると思っているのか、いや、全部後ろ側です。関係者の程度としてやっぱ直接的に当事者じゃないのでっていうような意味合いなのか、そこいかがですかねどういった考えで今回整理されてるか。
1:15:10	京急電鉄で今の話は分離日ABの話になりますか。規制庁西内です分類ABの当事者分類なんて適用条文になった者たちがいて、
1:15:22	そいつらは、多分、関係性の程度感としてはかなりの幅があると思っていて、もう密接に関係する苦労のものも当然あるし、関係性が薄い資料のものもあるし、
1:15:33	そこは理解をできるつもりで、聞きたいのはどっちかっていうとその分類CDの条文の方、
1:15:40	13条ちょっと置いといてですね、置いといて、
1:15:43	それから、
1:15:44	こちらも結局関係性としては黒に入れようとし、関係性の程度として濃い審査強度としては高い方に入れようとしているのか、いや、むしろだ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	けですっていうイメージなのかその関係だけちょっと確認したいんですけど。
1:15:56	九州電力タケツグです。
1:16:00	桐生さんの分類C該当するものについては黒マルになるものがあるのかなと。
1:16:07	25条とかですね。
1:16:11	あとは20、
1:16:14	7条になります。
1:16:17	あと37、37条モリ、13条と同じような条文になりますけども、
1:16:26	規制庁西内です。わかりました。
1:16:30	Q4に関しては、あれですかね、
1:16:35	黒に入ってくるものはない、でも白だと思っている。
1:16:45	Q4で黒に挙げ上げているものがあるかどうかだけちょっと教えてもらっていいですか。
1:16:49	九州電力タケツグです。給油A分類に関しては基本的には白マルかなと考えているところです。はい。
1:16:58	規制庁西内です。わかりました。そういう意味でいうと、当事者のイメージ感だけちょっともう少し確認なんですけどね。多分当事者のイメージ感で僕と若干ずれがあるっていうことだと思っていて、
1:17:09	例えば25条の、
1:17:12	2項とか、
1:17:15	ここら辺まさに核反応度核設計関係の条文ですけど、25条の2項とかって、これも横江反応度制御系統、原子炉停止系統の設備状況ですよな。
1:17:26	ここだけ考えれば、当事者ではないわけですねもちろん燃料は。ただ、2項とかでも書いてる、明確に書いてるように、結局こいつらが、こいつによって、燃料要素の許容損傷限界を超えることがないように設計しなきゃいけないよと。
1:17:40	ただ、割と直接的に、だからこいつを当事者として読むかどうかっていうそういうジャンルなのかなという理解をしていますと。
1:17:48	ちょっと私が別件で審査をしている関西のSGRの方とか、の方だとちょっとこういった多分関係ではなくて、やっぱちょっと燃料ゆえにこういうその他設備の設計条件として直接的に要求をかけ、要求がかかっているような部分もあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:02	少しちょっと当事者のイメージが、こういったところに入ってきてるのかなあと思っていますと。
1:18:07	そういう意味で、今の適用条文の中の分類ABC側、当事者条文として、要は燃料、要求上で、いわゆる燃料について直接言及しているような条文なので、
1:18:21	だから、適用には当然なるんだけど、シロクロって判断の中でも、どうぞ内容によっては黒っていうものも出てくるしろっていうものが出てくる。
1:18:32	一方で適応の分類のところですね。
1:18:37	そういったものって言えばこの条文上燃料っていうのはメニュー出てこないんだけど、ただ実際に設計評価をする中では当然して出てくるものがあるって、そういったものをどうしましょうかっていうのがこのQ4 側に行っている。
1:18:49	だから給与計算間違いをまさにここにも出てきているってそういう理解ですかね。
1:18:56	PC電力の秋月でございます。今ご説明いただいた理解でよいかと思います。
1:19:05	規制庁西内ですわかりました。
1:19:08	わかりますか。
1:19:12	あれなんですよね適用条文の考え方で分類ABCDで使っていて、
1:19:19	もう、
1:19:20	生かせるのであればそれまあまあの適用じゃないよ、申請かどうかというへの話のときにもうイマイ化しちゃえばいいと思うんですよ。行かせるのであれば、
1:19:28	そういう意味でいうと、分類理由は全部白だっていう言い方はすぐわかりやすいんじゃないかなっていう気はしましたけど、それはなぜかっていうと、
1:19:37	結局その直接的な当事者側じゃなくて、いわゆる加害者側の条文であって、
1:19:42	で、
1:19:43	ちょっとこれはまたこの後確認なんですけど、
1:19:47	加害者側の条文であって、その
1:19:50	下、いわゆるここで言うところの反応度制御系統原子炉停止系統ですよ。この25条でいうと、
1:19:56	反応度制御系統原子炉制御系統の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:02	設備能力とかを、
1:20:04	いや変更してるか、変更しても、早くしてない。
1:20:07	天田からあれか。これも、
1:20:12	いや、ごめんなさい。今あれか、給与の話だからここじゃないんだ。すいません給与の話だから17条出しません。17条1項1号とかの給与の分類でのイメージでいうと、
1:20:22	これはまさに、まず、
1:20:25	燃料今回の本部変更する燃料っていうものを加害者です。じゃあ、その加害者となっている当事者のバウンダリーの設計方針を実際今回、申請書上ナカイてるかっていうと何も書いてません。
1:20:39	ということ踏まえると、今回は結局申請の関係度合いっていう意味でいうと、やっぱり限りなくそういう方に行くのかなと、少なくともこの25条2項とかそういった当事者常務と比べると、
1:20:49	ということをもって分類についてはむしろ0っていうような理解もできるのかなと思ったんですよ。ちょっとそういうのも踏まえて少しちょっと九州電力が考えている。
1:20:59	いわゆるこの白黒の関係性の程度感っていうものがもうちょっと明確になるようにして欲しいなと。
1:21:05	今の話を踏まえるとまず分類エリアもこの段階でも白丸なんです。その関係性はこういう理解なんですっていうのも何かあれなのかなと思ったのでちょっとそこら辺も含めてちょっと1回整理をしていただければと思うんですけど。
1:21:17	何となく今、僕はそう理解できたんですけど、ちょっと
1:21:21	違うようであれば、また今日の段階で来てるんでアオキを聞きたいなというところもしますし、ちょっとイメージだっただけでちょっともう1回考えたいですってことで、それはそれでまた次回っていうことでし、
1:21:38	九州電力のタケツグです。
1:21:40	これは今の話は、分類とそのABCDの分類を使っアノの次の段階で黒丸白丸、
1:21:48	という整理をしたときにその繋がりがわかるようなところでもうちょっと足をというところかなと思うんですけども。
1:21:55	分類Bが全部白丸かっていうと、
1:22:00	いや、そう、結果的にそうなるのかもしれないんですけども、どういう適用条文を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:06	フローを作成する上では申請の内容に関係なく客観的に、燃料集合体の設計としてどう完了して、設備としての設計としてどうかということで、
1:22:17	申請の内容と関係なくという観点でやってるので、
1:22:22	その意味でQ4として抽出して実際に申請内容でどうなったか、確認を設計変更がないかという確認をして、
1:22:31	その変更がないものについて分類Dであって設計変更がないものについては白丸ですという言い方ならいいのかなと思います。
1:22:39	規制庁西内ですそういう意味ではそこはおっしゃる通りかなと今聞いて思ったんですけど。確かに分類Dだからといってそこで調べるかっていうと、分類Dなんだけど、
1:22:49	やったら、いわゆる分類Dの当事者側の設計を変えなきゃいけないっていうパターンをもちろん可能性としてあり得るっていうことを今タケツグさんをしようとしてるって理解でやってますかね。
1:22:59	九州電力財津です。その通りです。規制庁西内ですわかリヤマそういう意味でいうと、まさにその次の今の資料1-2条で表現されている、申請書上変更はなしっていうところとか、
1:23:13	この適合性の各状態に変更があるなしっていうところどちらかなのかなって気はしますが、そういったところでの捨えるのかなっていう気もするので、少しちょっとあれですね。
1:23:23	今まで時間外にかけての分類、このBからDっていうのができてきてると思うので、
1:23:30	せっかくなのであれば、それ以降も活用できるならば活用した方が繋がりがあるほうがわかりやすいかなって気はちょっとしましたというところですかね。
1:23:37	その中で加害者等で、当事者から加害者カガワってところのイメージ感もちょっとキーワードとして入ってくると、よりわかりやすさを増すのかなって気がちょっとしました。
1:23:46	価格はわかりました。
1:23:49	あとは、
1:23:52	当事者側、
1:23:53	要は、
1:23:55	加害者の方は結果的に今、結果的に給与の方はすべて本部変更当事者が設計は変更なくておさまっている。
1:24:03	程度の影響なので、大体白丸がなのかなって気がしますが、この加害者側の旧市川さんの方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:10	分類AからCの方で上がってきた適用になった者たちが、
1:24:14	実際にはどういう考えで黒と白的に変えているのかっていうところの考えをちょっと確認したいんですけど。
1:24:21	資料 1-2 この考え方見るとですよ。
1:24:25	ちょっと待ってくださいね。
1:24:27	ちょっと見てくださいね。
1:24:28	いや、そこに行く前に 1 回あれですね。
1:24:31	分類Dのこの 17 条 1 項 1 号だけもう少し確認してもいいですか。先にすいませんね。
1:24:37	J-R1 個 1 号に関して、さっき炉心の反応度っていうのがのインプットになりますけど安全側の条件をって話があるじゃないですか。そういう意味で言うと、
1:24:47	白丸になったからといってこれで説明が終わるかっていうとそういうわけじゃなくて、実際に今回の進捗反応度としてどういうふうに出るかは変更になるのと、っていうのと安全側の条件として実際こういう値を与えているんです。
1:25:00	まだ引き続き包絡されるので、特設設計方針としては変更がなくて引き続き白丸なんですっていう説明は必要かなという気はしていて、
1:25:10	それは説明は今後されようとしているっていう理解でいいんですかね。
1:25:14	要は
1:25:15	昼間になってそれで終わりじゃないですよ。5 日の審査会合でいって話ですけど、審査しませんよということではないと。
1:25:23	いう理解はそれは共通理解やってますかね。
1:25:28	九州電力の妥結配送コガ共通理解でございましてそういった説明が必要だと考えております。以上です。
1:25:36	はい。規制庁西内です。そういう意味で言うと、もうちょっと聞いておきたいんですけど、これ結局許可の段階で、
1:25:45	実際に具体的にどの条件を与えているかっていうところまでやっているイメージなのか。
1:25:52	それもそれこそ詳細設計のコウに行って初めて具体的にこういう条件をっていうふうを考えてらっしゃるのか。
1:25:59	要は許可段階では安全側の条件として、包絡するような条件を入れますよっていうところを、環境設計方針として考えているのか。
1:26:08	実際にその入れる辺りまでちょっと考えているのか。
1:26:11	その程度感だけお聞きしといてもいいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:15	何か。
1:26:23	ショウガン。
1:26:31	原発に、
1:26:45	九州電力のタケツグです。ちょっとこの、
1:26:50	申請、今回の申請の話で他の申請も同様かどうかちょっとまだわからないんですけれども、今イメージするのは工認側では設備が変更とならないものについて説明するところがないので、
1:27:03	必要な箇所を許可側で説明して5人の方では何かはないですといった方が、
1:27:09	やりやすいのかなというふうに思ってます。
1:27:12	以上です。
1:27:37	ニシウチです。わかりました。いや、ちょっと最初思ってたのは、最初僕が想定してた答えは、
1:27:46	単純に別に申請書上は評価しても条件何も書いてないんで、それ詳細設計ですって言うのかなと思ったんですけど、
1:27:52	ただ実際に多分あれなんです。確か施行になったときに、出てこないんですね確かにこの変更を踏まえると、
1:27:59	わかりました。だからそういう意味で言うと、上流の段階で後段へのつなぎじゃないですけど、そういう意味合いでもう白丸としての意味合いというのは正確に説明をいただいて、我々としても後段規制する段階であれこれ条例のメリット聞いてます
1:28:13	後段の時に、そういう意味ではあれですよ。ステップが進んでるので改めて条件それが変わんないかどうかっていう確認はするかもしれないですけど、そのつなぎとして聞いておくのはあるかもしれないなと思いました。感覚はわかりました。
1:28:26	了解です。そういう意味で言うと、すいません今後そういった資料を出してくださいというところでよろしいでしょうか。
1:28:35	九州電力タケツグで承知いたしました。
1:28:38	はい。規制庁西内です結局、17条1項1号に関してどこまでいっても、
1:28:44	申請書本文テンパチの方でこういう条件を与えるで安全側の条件を与えるってところを踏まえて適用状態としては変更がないと思っってますって理解ですね。それは本文変更も結局してないので、
1:28:56	バンダイの設計方針にも書いてないのでっていうところが変わっていくってことですよ。
1:29:01	理解はできました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:04	ちょっとあれですのでその表現ぶりに今日やりとりしたような内容を最終的にどう資料に落とすか明確化するかっていうのちょっと全体として改めてまたご検討いただきたいのでちょっと個別個別のところは今日話はないですけど、
1:29:14	ちょっと続けてすみませんさっきちょっと止めちゃったんですけど、
1:29:18	いわゆる分類Dのところは白に行っている。それは結果的に今回は本文変更を伴わないような結果だったからっていうところはOKで、
1:29:29	次に、分類ABCの当事者条文に対して、
1:29:34	いわゆる当事者条文に対してシロクロっていうところはどう考えているのかっていうところの確認をに行くにあたってですね、
1:29:42	大きく二つ聞きたくて、
1:29:45	まさに資料1-2のところですね、
1:29:49	何か要素が二つ書いてあるんですよ。倉野法、後ろの方も同じですけど、倉野法でオカisという登記許可で確認された適合性の状態が変更となり、
1:30:02	こちらの方は変更となく、
1:30:04	ていうまず既許可で確認された適合性の状態っていうものが変更とならないっていうものをどう理解すればいいのか、ちょっと具体例を示しながらちょっと説明をいただきたいっていうのが1点と。
1:30:16	もう1個聞きたいのはその次のパターンですね。
1:30:19	申請書記載の、
1:30:21	に変更がある条文内条文っていうふうには黒丸で二つ書いてあるじゃないですか。
1:30:28	適合性の状態は変更になるけど、
1:30:32	申請書記載を変更しないよっていうその繋がりがちょっとよく読みづらくなって思ったので、ちょっとそのまずは適合性の状態が変更とならないってどういうイメージで考えているのか。
1:30:43	ていうのを、ちょっと具体例を出しながらちょっと説明いただいてもいいですか。
1:30:58	はい。九州電力のタケツグでございます。適合性の状態が変更となるっていうのは
1:31:09	今回使用するものが変わるとか、評価条件が変わるとかそういったものを想定をしましてそれに伴って、
1:31:16	申請書記載が変わるものについてはもう明確に、
1:31:19	これわかりやすいかと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:21	状態が変更となっても、申請書記載に変更がないものについては物が変わったとか、
1:31:28	守ん者が変わったところの評価は、一部変わったとしても申請書の被災範囲内であったり、その設計方針、申請書に設計方針だけしか書いて、
1:31:38	ないものであったりで申請書に記載、申請書記載に変更がないものになります。具体例としては、上のポツの本文 2 個ある条文については明確だと思うんですけど殊、はい。
1:31:53	すいません。ちょっとだけ先に挟んで、
1:31:56	前提を確認しておきたくてちょっと僕の認識がずれてるかもしれないので
1:32:03	僕これすいません。
1:32:05	黒丸 0 で話しますね。
1:32:07	二つ僕判断基準があるように読めたんです。
1:32:10	要は、
1:32:11	適合性の状態に変更があるかないか。
1:32:14	あるか、Yes だったら、さらにその先に申請書記載に変更になるかならないか、っていう二つのステップで判断しているように見えるんですねこの資料って。
1:32:23	そういう意味で、一つ目のステップってどういう考え方なんですかっていうのをお聞きしたくて、それに対しての今のタケツグさんの説明だと、何かすでに二つ目のステップを何か交えて説明されようとしていたのでちょっと理解が進まなくて、
1:32:34	まず一つ目のステップについてどういう考え方を聞きたい、一緒なんだったら一緒にいいんですよ。
1:32:40	ちょっと九州電力の考え方として、一つ目のステップ僕はそういう、ちょっとこの資料を見たときに読んだので、一つ目のステップについてどう考えているかっていう意味合いを教えて欲しい。
1:32:51	いや、ちょっとそういう意図じゃなかったんですけどということでもそれでも結構ですちょっとまず、そこから合わせたいってということ。
1:32:58	九州電力のタケツグです。一つ目のステップ撮影施設があるというよりも何かこう、申請する申請理由があって、
1:33:06	ていう意味で、申請書に変更があるかというような、いいかなと思ってまして。
1:33:13	二つ目、二つ目の方はもう、
1:33:16	その変更理由によって申請書に記載が変更がなくとも、何らか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:20	変わってますよねという意味で、
1:33:23	話してる間、ざっくりとそういったイメージかなと思います。
1:33:27	市長ニシウチですわかりました。そういう意味でいうと、あまりツーステップっていう認識がないってことですな、そもそも。
1:33:36	あまり何か、その二段階に何か分けて判断してるようなそういうイメージではないってことですな。
1:33:41	111年のタケツグですそうですねそのイメージになるかと思います。
1:33:45	理解できちよニシウチです。じゃ、じゃあちょっともう1回やらないですよと。
1:33:50	一つ目はわかりやすいんですよ。
1:33:52	申請書記載変わってる。本文でもテンパチも変わってる。じゃ適合性の状態変わるようにもちろんだよね。それはわかりますよねトダテ許可の申請書が変わってるんだから、
1:34:03	2ポツ目がよくわかんなくてですね。
1:34:05	適合性の状態が変更となるけど、申請書記載変更ないんです。
1:34:10	逆に言うと申請書記載に変更のないところでの適合性の状態を担保してるように読めてしまうので、ちょっと1ポツ目が一番よくわからなくて、
1:34:22	九州電力タケツグです。1ポツ目明確招くというその通りで、先ほど分類の話に戻りますけど塗りだったり、
1:34:32	Cだったりでそのものが変わっていたり評価が変わっていたりで、申請書記載が変わってるものは当然変わりますと。
1:34:38	2ポツ目の方なんですけど、評価に評価結果そのものが、申請書に、
1:34:46	記載を変え、記載しておらず早口だけ書いてますとか、
1:34:50	申請書には基本設計方針しか入れませんかそういったもので、燃料、
1:34:55	が変わることによって何らかの状態が変わってるものってところをイメージしておりました具体的に条文と条文でいうと
1:35:01	四条の人による損傷の防止であったり安全施設であったり、
1:35:08	居住性に関する条文だったりをイメージしておりました。以上です。
1:35:18	規制庁西内です。わかりました。えっとですね、
1:35:23	ちょっとそこまでにもうちょっと確認しようと思っていたところで、40とか12条が結果的にクロザワで拾っているってということだと思んですけど、
1:35:32	ちょっと少なくともですね、何て言えばいいのかな。
1:35:35	さっきちょっと私確認したように今の2ポツ目の文章だと、
1:35:41	敵申請書記載に変更がない、申請書記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:46	じゃないところで適合性の状態を何か、要は申請書記載以外のところの設計で適合性の状態を担保してるかのように読めるんですがこれ逆説的にも単純に、
1:35:55	なのでちょっと誤解を与える表現でちょっと見直して欲しいと思うんです。そういう意図じゃないってことが確認できたので、
1:36:02	ちょっとまだ2、4条とか12条っていう話でいうと、
1:36:07	ちょっと一番最初の段階から少しちょっと九州電力とコガなんか認識ずれてそうだなって一番思うところがあるんですね、いや、今おっしゃっている4条とか12条とかの設計方針っておっしゃってるのって6ポツの一般構造にいうなれば基準の裏返しみたいに書いてるところの話をされてるわけですよイメージとして。
1:36:25	違いましたっけ。
1:36:31	間違えましたっけ。いや違うからおっしゃっていただいてすいません。
1:36:34	九州電力のイセアノ本部についてはその通りでテンパチ初動にも入っセキグチに書いてますのでそれをイメージしております。はい。規制庁西内です基本的にちょっと本文で語った方が楽かなっていう気もするのと適合状態って言った時に基本的に本部なのでまず本文ベースでいきますけど、
1:36:51	それは一般構造は多分あれば、
1:36:56	バックフィットかかんない限りほぼ未来永劫変わらないようなところなんだろうなと。そうすると、
1:37:01	多分に審査これは今のロジックだけ出すんですよ。西井さんこれ発生しなくなっちゃうなという気がしていて、
1:37:07	それから考え方だと思うんですけど。
1:37:10	僕が言ってその老骨の一般構造って、DB施設とか安全施設とかっていう一般構造なわけなので要は共通的な条文主語が、
1:37:19	町長的な手法を記載されてるわけですよ。
1:37:23	今回はまさにそこにその設計基準対象施設とか安全施設とかっていうそのロープの一般構造設計方針の主語のところに、
1:37:33	代入されるような、
1:37:35	そこに挿入されるような設備が、いわゆるイロハニ本当はポツ以降の個別設備としてずらずらと並んでいくわけじゃないですか。
1:37:43	今回、そちらの個別施設の変更ですよ。追加変更ですよ、燃料体の追加。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:48	その追加した本文変更したものをそこに代入して設計するわけですよ ね。
1:37:55	それを、
1:37:57	既許可で確認された適合車の状態が変更となるかならないかってなら ない、どう読むかってとこだと思うんですけど。
1:38:07	従属的に追加的に変更になるって呼んだ方が多分イメージ的にはわか りやすいのかなあと。
1:38:14	そうしないと多分いつまでたってもその 4 条とか 12 条が最初から何か 入ってこないあがってこないのは、そこが変わらないかっていうことを整 理すると、何か悪さをするだけな気がして、
1:38:26	あくまで今回、要は
1:38:30	本文 5 号の、
1:38:32	ところd燃料体を追加しました、その燃料体を追加したっていう持つもの をその本文変更の意味合いはどこにまで入るんだっていうと、そいつ が、
1:38:42	その主語として代入挿入されるような文章設計方針を全部適用される んだっていう頭の方が多分わかりやすいのかなっていう気がちょっとし ました。
1:38:51	最初にちょっと私もこれ審査が途中から入りましたけど、何で 12 条とか 城間なんだろうな。私も今の整理城間なんだね。すごいちょっと疑問だ ったんですよ。当然ニシダって関係するじゃん。
1:39:03	というところがあったのでそこが結構大きいのかなって思っていて、ちょ っとそれをどう表現するかっていうところで今は変更がない条文という ところに、お茶入れている。
1:39:12	ということですよ。
1:39:14	ちょっとそのさっき言ったように、今の現行の記載だと変な誤解を与える 文章になっているので、ちょっと記載を見直していただきたい。見直すに あたって少しさっきみたいな考え方っていうのがちょっと明確に共通認 識になるように少し入れてもらえばいいかなと思いました。
1:39:28	というところで、ちょっと認識にそこがあるかどうかだけ確認したいん ですけど。
1:39:34	要は今九州電力からほかのタービンの補助給水ポンプとあって先週出 てる、出てますけど他にもね、
1:39:39	それは結局ロボットの一般構造は当然変わらないんですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:42	ただ当然にしてタービンの補助給水本耐震性なんかのこの許可工認両方見ますよね当然当然ですよと。
1:39:48	ただいまの整理だと城間になっちゃうんですよね。やっぱりその関係性の程度感といったときにそれが城間に入ってくるのはおかしいと思いますし、基本的な黒丸側で黒丸側の、今誤解を与えないような表現というのを考えた上で、ちょっと、
1:40:00	訂正、明確化してもらえばいいのかなとちょっと考えても
1:40:07	す。今聞いてて思ったのはこういう感覚なんですけど、少しちょっと九州電力側でやっぱりちょっと私の理解、事実関係ちょっと理解してそんな事実関係の西来磯貝宗田っていうことで仰っていただければ、
1:40:21	勉強じゃなくてもいいですよ。
1:40:24	で確認いろいろさせていただいた結果踏まえてどう、
1:40:27	修正するか、ちょっと軌道修正するのかということところはちょっと九州電力のしっかり考えて考え方をまとめてもらえばと思って、
1:41:06	厳しい電力妥結ですしは理解いたしました。
1:41:09	突風、
1:41:12	確認ですけども今 12 条、今の生活 12 条が白丸になってしまうというのは、一応この資料を作った段階では 12 条も黒丸側の整理だと思ってはいたんですけど今の資料の各位、ウエダとそうは読めないから、
1:41:24	白丸側になってるという意味で、それと申請の申請条文新条文整理表が、
1:41:30	確か申請対象になってないかという意味ですかね。
1:41:34	規制庁西内ですけど、ちょっと自分の頭の中で、今言った黒丸の 2 ポツ目を、
1:41:40	まず、
1:41:41	誤解を与える表現なので直して欲しいんですよずっと思っていて。
1:41:44	直したときに、どう直されるか次第なんでしょうけど、仮に消えたときにですよ、仮に消えたときに、12 条がどっちに行くんだっていうと、車の 1 ポツ目で読んでないわけですね現状車、黒丸、12 条。
1:41:57	そのあと、
1:41:58	何か今までの考え方で城間に行っちゃうんじゃないかなっていうふうにちょっと私が思ってしまっただけっていう、その前提で話をしただけなのであまりちょっとそこはすみません誤解を与えたようであれば申し訳なかつたです。
1:42:07	そういう意味では

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:09	はい。
1:42:10	そこはあまり気にしないでいただいて結構です。
1:42:12	そうしましたら、書きぶりの問題でちょっと都丸処理という考えであればもう今の書き方とちょっとわからないというところのご指摘かと。
1:42:21	理解いたしました。先ほど
1:42:25	の条文の設計基準対象施設に例えば燃料体を代入してその通り設計スルーというところでは変更の有無を判断スルーという考え方をお伺いしましたけれども、
1:42:39	等、
1:42:42	ちょっと1例では、三条の例えば地盤の条文だとしたらこれについては
1:42:48	なんすかね燃料、
1:42:50	設計基準対象施設には燃料集合体は第2、
1:42:54	燃料集合体は設計基準対象施設サノてそのまま代入することは可能ですけど、地盤については燃料集合体直接、
1:43:01	建てるものではないので、ちょっと手法としては適さないとかそういった、入れてみてその通り設計するかどうかで判断するかそういうイメージ。
1:43:10	それとも単純に設計基準対象施設って書いてるものについては、対象となるというようなそういうイメージを、
1:43:18	もう返ってるところです。
1:43:20	藤規制庁ニシウチですが、えっとですね。
1:43:27	もう少しちょっと。
1:43:30	もう少し言うと、
1:43:36	今私がちょっと言おうとしていた確認したかったところは、
1:43:42	この申請書記載本文変更点発変更あるなしっていうところの考え方について、
1:43:49	その4条とか12条をどう考えてるんですかっていうそこについてちょっと話をしたかった確認をしたかったっていうところです。なので、もう少し言うと、
1:44:00	今、そもそも二段階じゃないですよって話がさっきあったと思います。
1:44:04	それで言うと、ちょっと二段階じゃないという話を聞いた後にちょっとその二段階目の話に言及しているようにちょっと申し訳ないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:13	今私が言ったその4条とか12条とかの代入の話だったと思います。本文変更申請書記載変更あるっていうふうに理解した方が悪いんじゃないんですか。
1:44:24	イコール、黒なんじゃないですかという理解で話をしてるわけではないってことです。
1:44:30	なので、先ほどのタケツグさんからいただいたこれ二段階のイメージではなくて、
1:44:37	適合状態が変更となる品は、要は一体の判断基準の中で、
1:44:44	じゃあその本文記載変更はなしってところの考え方のパーツだけについての確認っていう意味合いですねまず、
1:44:52	そういうのもあるのでちょっとその関係性がもうちょっと明確になるようにして欲しいってのはちょっとまずあって、今の地盤の話でいうと、
1:45:01	代入はされるんだと思いますよと。なぜなら設計基準対象施設の話がまずあるので、ただ、もちろんその実際の評価って設計基準対象施設を施設している建屋の評価をしてるわけですよこれは支持圧とか含めて、
1:45:16	ていうところなので、そういう意味でいうと、
1:45:20	これはあれかな、開口の中で私言ったわけやないかですけど結局適合性が確認適合性の状態が変更になるっていうキーワードの意味合いに繋がってくると思うんですけど。
1:45:31	要は、燃料体で何らかの適合性を担保している条文じゃないわけですよね。
1:45:38	適合性が頭は当事者なんだけど、代入当事者として退任されるんだけど、別2燃料体か何かその適合性に寄与しているかという、
1:45:48	地べたはちょっとあれですけどね、流量として入ってくるとちょっとあれかもしれないですけど、
1:45:54	基本的には建屋の支持は都市力でもっている。
1:45:57	スレートも含めて、
1:45:58	ていうことであればそれはもう、今回の変更燃料体の追加変更っていうところを踏まえても、別に
1:46:06	何だ、
1:46:08	適合状態は変わらないとかそういうイメージなのかなあとはちょっと思ったんです。だからそこら辺はまさに九州がどう考えてるかっていうのを確認したかったっていうところですよ。
1:46:21	九州電力タケツグですはい、ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:28	そうです。地盤の話はどうしてもちょっとあまりイクタマにするには適さないなと思ってますのでその整理については資料を修正してくればまた改めてわかるようにしたいと思います。以上です。
1:46:41	規制庁宗です。今の、
1:46:43	地盤のところは、その条文を
1:46:47	比較してみると、
1:46:49	実は 19 条とあまり変わらないような気がして、
1:46:54	確かに、
1:46:56	燃料集合、燃料体っていうのがちゃんと支持されなきゃいけないとか、
1:47:01	なってますけど、でも結局、地盤で支持されるわけですね。
1:47:06	これはECCSのコウダって、
1:47:08	ECCSは燃料が損傷しないように、
1:47:12	ECCS、
1:47:13	をちゃんと備えなきゃいけないよって言ってるのなんか何も変わらないような気がして、一方で耐震側四条のほうは、
1:47:22	地震が起きたときに、
1:47:24	DB施設である。
1:47:26	燃料体は、
1:47:28	燃料体、
1:47:30	がちゃんと耐えるようにしなきゃいけないって言ってる。それは当事者そのものだって、ちょっと何か地盤と、
1:47:37	耐震って少し違うが、
1:47:39	してるんで、もう 1 回ちょっと条文読んでみて、
1:47:43	そういうせ整理のもとで、今言った黒丸、
1:47:48	なのか白丸なのかっていう、というようなところの条件にどう当てはめるのかってのも、
1:47:53	ちょっと考えてみ、見られたらいいかなと思いましたけど。
1:48:00	九州電力のタケツグでサトウございますおっしゃる通り同じような、
1:48:05	話で燃料集合体は、要求を担保するようなものではないのでということ は、共通かなと思ってまして先ほど本文の変更が何かって考えられている 考え。
1:48:17	考えるときにその燃料集合体が変わったらそれを代入してみてそれで 設計するものについては先行するっていう一のものではないかというか お考えをお伺いしましたのでそれ同じ設計基準対象施設が仕様になっ てる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:30	三条についてはどうかというところを以前のため確認させていただきまして増井さんおっしゃる通り 19 条と同じような扱いなので、この白丸側に落ちてくるのではないかなというところは同じ理解でございます。以上です。
1:48:46	感情は、明らかにその建屋のイメージです。
1:48:50	それが、
1:48:54	まあ具体的にそうなんですよね宗田社長で、何か設備の整理だろうと思ってる。
1:48:59	そういうわけじゃなくて、各設備が入って建屋もちゃんとできてないっていう形。
1:49:08	例えば、
1:49:13	はい。規制庁西内です。
1:49:17	ちょっともう少し今の適合性の状態が変更となるっていうところ、意味合いをもう少し確認していきたいんですよ。
1:49:27	ちょっと班長は、正直アノ橋の端の方なんて、もうちょっと寄せていきたいんですけど、
1:49:35	ちょっと、わかりやすいイメージだと、6 条の外部衝撃のところ、
1:49:42	いろいろその自然現象人為事象ってそれなりに数ありますけど、
1:49:48	その中でもちょっと対応がいろいろ分かれてくるのかなっていうふうに理解しているのが、
1:49:56	例えばですけど外部火災とか、
1:49:59	高潮とかそういった自然現象とか人為事象いろいろありますけど、そういったことって基本的に何か燃料体そのもので何か適合してるのかっていうと、
1:50:09	すごいわかりやすい話ですと外部火災なんか防火田井ですよと。
1:50:13	立山大臣の館野駅も大丈夫ですっていうところで燃料体は何らかの適合性に直接関係しないわけですよ。そういったものはまさに黒白でいうと白側にはじいている。
1:50:23	っていうなまず理解をしいんでしたっけ、この年。
1:50:26	適合状態が変更となる意味合いは、燃料が、今回追加する燃料が直接その
1:50:34	今回変更内容がっていうふうに言った方が悪いのかな、今回の変更内容、今ちょっと燃料の追加に限って言いますが、燃料の仕様変更に限って言うと、今回の変更内容が直接その適合状態に寄与する関係するかどうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:52	今の外部火災とかそういったところの話でいうと全くもって関係ない。
1:50:56	そういう意味合いでクラスを使い分けてるっていう理解なのか、ちょっとまた違うイメージなのか。
1:51:03	九州電力の武智でございます。今のクリバヤシの2ポツのちょっと自体は見直しますけど既許可で確認された適用性の状態がというところで、燃料集合体はその適合性の状態になるな、
1:51:20	なんかね、期待するようなものでなければ白マル2での整理になるのかなというイメージになります。
1:51:28	はい。規制庁西内ですそういう意味でいうと、ちょっと外部衝撃のある所所を挙げたのはですね、竜巻飛来物の話があって、竜巻能自然現象のうちの竜巻、
1:51:40	こちらに対しては飛来物対策として、SFPの中の燃料集合体って意味合いでいうとそれは個別に対策を行っているわけです。
1:51:48	対策というかね、ちゃんと大丈夫ですよってことを確認をしている。
1:51:52	そういう意味でそこはクロマル要素として入ってくる、そういう意味合いなんですかね。
1:51:57	ちょっとこの、まさにですね、適合状態が変更となるかどうかというところで黒白で分かれてると思うんですけど、そのジャッジの考え方がよく、
1:52:06	伝わってこないんだっていうのがちょっと今日、共通の資料だったらわかんない。これから説明するつもりなんでしようけど、ちょっとそこが増えるとしてですぱっとしてちょっとわかりづらくなっていうところで、
1:52:16	少しずつは今後お願いするにしても、今日の時点でどういう考えを持ってらっしゃるのかっていうのを確認をしておきたいという趣旨です。
1:52:24	九州電力のタケツグでございますこの資料作成時のイメージとしては、2ポツ目については簡単に言うと
1:52:32	直下、
1:52:34	申請書に記載があるなしにかかわらず何らか説明これまでご説明した表カーについてその評価が変わるかどうかというところがわかりやすいところかなと思いますけど。
1:52:45	変わるものについては、規制行政の状態が変わるということで対象となるとかってましてそういう意味で竜巻飛来物についても一応燃料集合体が変わって評価条件変わっ
1:52:54	てっていうところであれば黒丸に分類されるという考えで作っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:04	わかりました。逆にやり方先に聞いといた方がいいかなと思ったら、白丸って何が入るんでしたっけ。
1:53:11	今の白丸って。
1:53:14	どういった場田頭もあれなんでしたっけ、何か代表例でもパターンかでも結構ですけど。
1:53:21	藤城間につきましては結果的にですけど分離Dになっているのは大体城間です。
1:53:28	だけではないとは思いますが、
1:53:32	そうですね。
1:53:35	はい。規制庁西内ですけど、そういう意味でいうと分類が後ろにあるのはさっき理解したので分類ABCの中で一緒になってるようなものってどういものがあるんですかね。
1:53:44	要は当事者側の条文で、
1:53:47	当事者を全部黒ってという意味合いなんですかねもはや。
1:53:50	とそうではないんですよね。
1:54:00	戦略タケツグです。先ほど言われた自然現象だったら、津波等は建屋で、
1:54:09	燃料集合体の間、直接関係しないものなので分、
1:54:14	丸側になるのかなとは考えております。
1:54:18	あと、
1:54:32	今のおっしゃってる自然現象系は、いわゆるアノナイトウさんはお姫様の話があって、
1:54:39	今回お姫様の当事者側なわけですよ燃料集合体って。
1:54:42	当事者なんだけど、ナイトウ様。要は屈強なお姫様が自分で頑張りますっていうんだったらそれは当然に車なわけですよ。一方で
1:54:52	農家イワイお姫様が屈強なナイトウソネも覚えてます、屈強なナリタ様は今回変更しないです。そういったものは今回適合上と変更ありませんっていうことを言いたいっゆうことですかね。
1:55:02	それはすごい理解はできるなと思ったんですけど。
1:55:04	gage冷熱です今私が申し上げた津波に関してはその通りですね。
1:55:09	それ以外の関係で黒白って何かあるんでしたっけ、今回の話でいうと、
1:55:14	あまり考えてない。
1:55:24	九州電力タケツグです城間につきましては設備関係で設計条件は変わらないもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:31	というところでなんかね新しく評価をやらなくても、もう評価条件崩落しているものというところで考えております。
1:55:42	藤規制庁に周知ですけど、例えば何かあります。
1:55:46	はい。ちょっと例示を示しながら確認したいんですけど。
1:55:58	あんなんだったら、わかりやすく教授つけていく。
1:56:13	なので、エンドウセンターでなければ、
1:56:29	九州電力の井清すみませんちょっと今は出てこないのちょっとないかもしれないですというところです。
1:56:36	規制庁西内ですわかりましたそういう意味でちょっと適合状態が変更となるっていうものの意味合いが明確にわかるように、ちょっとどういう考え方でその後ろに行ってるのかどういう考え方で黒にいつてるのか
1:56:49	えっとですねちょっと適合状態が変更となるっていうか概念はお持ち理解できるんですよ、概念が。
1:56:55	ただ概念がでかすぎて、
1:56:57	ちょっと今回の申請それ具体的にどういうものが変更がない、どういうものが変更があるっていうふうにしてるのかって言うところの考え方がわかるように説明いただきたい。要は例えばですけど今の話でいうと1、
1:57:08	今現状でタバタafterパターンかな、ふたパターンなわけですよ。
1:57:13	加害者側であって、当事者の設計を変更してないもの。
1:57:17	当時の設計を本文申請書を変更してないから当然実績ホウジョウと変わリませんよね当事者のこれ明確なこと、あとは、燃料集合体のナイトウ様っていうものがいてそのナイトウ様の設計方針の変更がないもん。
1:57:30	それも明確ですよ。ないとその設計方針変更ないんだったら防護されてる状態は変更ないか。
1:57:36	その二つが、パターンとして出てると思うので、それ以外にあるのかないのかっていうのは次のヒアリングまでにちょっとまた明確にしてもらえば嬉しいなと思います。
1:57:43	逆に、その二つっていうふうに言うのであれば、もう単純に適用状態が変更になるかならないかっていうジャッジとしてその2パターンで今回は城間に話は変更ないとして判断しましたって説明いただければ、そこは明確ですし、
1:57:55	そういう何て言うんですかね、その黒白のジャッジのところで、この適合状態の変更有無っていうところでは判断される考え方がすごいわかるんですけど、概念が大き過ぎてばくつとしちゃうので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:06	少しその今回申請における具体例を示しながら説明をいただきたい。その際にパターン化できるんだったらパターン化してもらったほうがお互い共通理解が進みやすいかなっていう気はしますっていうところで、
1:58:15	今はそういう理解をしましたっていうところです。追加変更とかあるんであればそれは適でまた次回ヒアリングの時にまた説明をいただければ、
1:58:23	よろしいでしょうか。はい。九州電力武智です。了解しました行政の状態が変更となるかっていうところがもう一つ、もう少し具体的に、
1:58:32	何かというところはわかるようにちょっとしたいと思います。以上です。
1:58:36	はい。規制庁西内です。あと1個だけちょっと今の話の中で確認しておきたいのは、中操居住性と緊対居住性のところとか、例示としてはちょっともう少し確認をしたいんですけど。
1:58:47	中操居住性とか緊対居住性とかってこれ申請書本文とか添付書類で、徳田の居住性の評価値って載ってないですよと、実際100ミリを超えるか超えないかって話で載ってない。
1:58:58	でも実際今回って考え方としては炉心燃料が変わるので、多少なりともその変更あるはずであって、
1:59:04	それって今資料で取っているんですねクロダとってるんでしたっけっていうとマナベの分類ABCドイでクロダ黒白で考えてるんでしたっけっていうところが聞き方がいいですか。
1:59:14	現状は黒丸の方で評価を伺えるのでということで黒丸の方でイメージしております。
1:59:26	規制庁ニシウチです。わかりました。
1:59:29	そういう意味で、やっぱりちょっとまず適合状態が変更となるならないの考え方を明確化する、明確化する時にパターン化するっていうお願いをさっきしましたけど、その上でその先ですよ。
1:59:42	適合状態が変更となるんだけど、本文編、申請書上全く変更ありませんっていうのは、
1:59:52	それは単純にそれだけ聞くとやっぱり誤解を与えるだけなんですよね。
1:59:57	適合状態変更ない。
2:00:00	違う申請書外の設計評価で、適合状態を担保してるんですよみたいなそんな言い方にとれてしまって、ちょっとそれが黒なのかそれは、
2:00:11	許可の設計方針の段階では適合状態変更ありませんっゆうことなのかどうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:18	どっちなんだろうなっていうところは少しちょっともう少し情報を整理して いただいて改めて説明いただきたいなと思ってます
2:00:31	いや結局ですけど、緊対居住性中早急助成ですよ。
2:00:35	まずもって、なんか若干加害者なんじゃないかなって若干気もしたんで すけどね。
2:00:40	そもそも当事者側なのかっていう話があって、
2:00:45	そもそも勤怠急性胸中早急性に関してはそもそも当事者がわかってきた 当事者の加害者なのっていうそっちの確認をしたいって方二名が来 てるかもしれないです。
2:01:01	九州電力と当社が加害者かというとは何ですかね、の、
2:01:07	居住性に係る設備に関して、
2:01:10	そういう、
2:01:12	一応実際がタンク保たれているような設備になってるかどうかの確認が あるのかなと考えますと菅被害者東田加害者側になるのかなとは考え ております。
2:01:25	規制庁に集中してそうするとそれで良いついていうのも一つかなという気 もしますしちょっとよくよくそこら辺は、今後各条文整理されると思います のでその整理をしながら、
2:01:35	明確化しておいてもらえればいいかなと思います。
2:01:40	はい、90.6ヶ月ですはい黒丸の理由と10万の中にたまったまま、
2:01:45	恒設の具体カーした形でご説明させていただいてその上で、
2:01:53	それについてもちょっと改めて検討させていただきます。以上です。
2:01:58	規制庁宗です。今の、
2:02:01	うん、原子炉制御所の居住性については、
2:02:04	現状適用条文で分類C2、
2:02:08	挙げられているんですけども、
2:02:12	別に素行にこだわらずに、
2:02:16	黒塗り丸白丸。
2:02:20	を検討するにあたって、
2:02:23	Dなのかなっていう可能性もあるんだったら、別にBっていうふうに見直 しても別にいいかなっていうふう思うので、
2:02:30	ちょっとその辺総合的に、ただ最終的に、
2:02:34	適用条文から外れちゃうって話になるとまたちょっと別の問題なので、 適用条文の分類がちょっと今の議論の中で、少し変えてもいいのかなっ ていうところがあるんだったらそれも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:46	含めて検討していただければいいかなというふうに思いました。
2:02:56	九州電力田井コミヤサトウございます。
2:03:00	そうです適用条文の分類。
2:03:04	の考え方、徳丸城間での分類どちらにするかも含めてちょっと改めて考えさせていただきます。以上です。
2:03:12	はい規制庁西内です。はい。よろしく申し上げます。
2:03:19	あとは、
2:03:27	今、ここまで話をしてるのは、
2:03:31	申請す。
2:03:35	いわゆる今回の申請対象は燃料体の追加ですっていう1点でいろいろ話を進めてきましたけど、
2:03:44	一応それにすれば、
2:03:47	黒丸白マルバツを含めてですよ、なある程度今日時点で考え方は概ね理解できてきたなと思っていて、城間に行くのがさっきの2パターンだったりとか、
2:03:57	もう少しちょっとよくよく中操居住性とか整理が必要な部分は引き続きあるような気がしますけど、大前のイメージからの相場感は何となく理解できた気がしますと。
2:04:07	ちょっと確認をしておきたいと思うんですね、じゃあ、申請対象っていうものって、
2:04:12	燃料代が追加以外に今回まずいろいろあるんじゃないかと。
2:04:16	それはまさに資料1-3の方で整理をされていると思うんですよね。
2:04:20	ちょっとそこの関係性を、もう含めて、ちょっとこの条文整理っていうのは明確にしておいていただきたいくて、
2:04:28	そういう意味で言うと、
2:04:31	ちょっとさっきのあれですね、二段階あるうちのなんかいないですよって言われた二段階目なんですけど、本文変更あるじゃないや、添付8添付資料あるじゃないや。
2:04:45	それは何もありませんよっていうものの中で、
2:04:49	まず、さっきその代入関係の話もちょっとしましたけど、
2:04:54	今、資料1-3で挙げられている変更内容面ってあると思うんですよね。
2:05:01	これについて、いわゆるルー
2:05:03	本文変更を伴わない。
2:05:07	代入の話も踏まえてですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:09	要は、代入した設計方針の具体的な内容がテンパチで更新なってます。それはもはや本文変更を伴うテンパチだと思うんですよね。
2:05:21	と思うんですけど、そういうのを除いて、純粹に添付書類だけ変更してますっていう変更内容ってあるんですけど。
2:05:38	ざっくりちょっと一番疑問なのがですね、高燃焼度燃料の使用に伴う評価に合わせて変更するものって、まさに高燃焼度値を追加するっていう本部の変更に伴って、あわせてテンパチとかも変更してますっていう話ですよ。
2:05:53	だから言えば全部本部変更に紐づいていく話であって、
2:05:57	先発だけ、個別に何か個別事由で別の理由で、本部の変更を伴わない別の理由で変更しますって何かあるんですけど。
2:06:09	九州電力タケツグでございます。
2:06:12	衛藤。
2:06:16	当初はですね本文につきましては今回記載の、
2:06:33	資料 1-3 の表の 1 の方で書いてあります通り記載の適正化でっていうところで、変更するものがございましてそれに関連する添付書類の記載箇所の変更が、
2:06:45	あったのでそこにつきましては全部処理だけの変更でいうところで想定した部分もございまして、前回の 1 月 30 日の審査会合において本部の変更につきましては、
2:06:56	審査対象になるというところで共通認識といたしましたので
2:07:04	そういう意味で添付書ここに関連する添付の資料の変更箇所についても本文に関連するところになるのかなと思っております、
2:07:11	現時点の添付書類だけ、
2:07:15	変更してる箇所っていうのは、
2:07:18	あんまりちょっと、
2:07:20	ないのかなと考えてるところになります。以上です。
2:07:25	うん。規制庁ニシウチですわかりました。最初にその記載の適正化の話だけでいうと、
2:07:31	ちょっと今回確認事項にも下階ちやいましたけど、今の話を聞くとなんかご理解いただけそうなので、あんまり今日追加でやる気はないですけど、いや、1 個だけですね今回の文章を読んで気になった表現表現ぶりですよ。気になったのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:46	資料 1-3 の、これはページ 23 ページですかね、のところ(4)の記載の適正化により変更する項目って書いていて、一番最後の文章ですよ ね。
2:07:56	適合性確認は不要と考えるって書いてあるんですけど、ここだけがすごい引っかけって、要は本部変更してるので適合性確認は必要なんですと、ただ適合性に変更ないことを確認するだけなんですっていうそれだけなのかなと思っていてちょっと表現ぶりだけ気になったってそれだけの話。
2:08:12	不要と考えるんじゃないくて必要なんですと、必要なんですけど変更ないっていうそれだけ説明いただくだけですよねっていう必要じゃないんですっていうことだけは、イシイ電力ユフです。この資料につきましては 1 月 30 日の会合井清に提出して、ちょっと反映が抜けてる状況です。
2:08:28	そうです。
2:08:30	そっか時系列にそうでしたっけ。すいませんじゃ反映してくださっただけです。失礼しました。すいません。
2:08:36	そういう意味で言うとなんかあれですかねそっか、そっかごめんなさい。
2:08:39	僕が確認し、この資料を確認して 2 月に入ってからだかちょっと系列的に審査会合を踏まえた資料だと勘違いしちゃいましたけど、そういう意味でいうとあれか的成果の内容。
2:08:50	この表の 4-14-2 の方に書いていただけてますけど、ここら辺もちゃんとその適合性の
2:08:58	要はこの変更内容によって適合性がどうなのって話は別途ちゃんと説明をいただけるっていう理解でよかったんですよ。そのように今準備をしてるところでございます。
2:09:07	規制庁に集中承知しましてありがとうございますちょっとすいませんこれは僕が時系列を勘違いしてるだけです失礼しました。
2:09:14	そういう意味で言うとなんかあれですね。
2:09:16	確認事項リストのこの部分はもうご本人いただく形でも結構です。
2:09:20	はいなんか、あの時系列をちょっと感じを私が勘違いして重複したコメントなっちゃってるだけなので、はい。
2:09:28	あとは 23 ページ目に戻って、(4)は、そういう意味でいうと、一部、
2:09:39	適正化だけテンパチだけの変更もありますっていうのは理解しましたと。で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:44	それは、まず申請対象かちゅうと、ちょっと意味合い違うのかなっていう気はしていて、あくまで適正化ですよ。というか申請行為が伴わない部分ですよテンパチだけの部分なのであれば、
2:09:55	本文の適性がセガワの変更ですけど、
2:09:58	そういう意味ではちょっとテンパチの適正化の話はさっきの白黒マツノ話関係してくるのか、その本部変更っていうものはですね、全般変更っていうものは関係してくるのかどうかちょっと改めて整理をいただきたいんですけど。
2:10:11	残りの部分で、
2:10:13	ちょっと(1)からいきますけど、高燃焼度燃料の仕様追加っていう部分。
2:10:18	これは本文午後にまさにポツのところに追加してる部分ですよと。
2:10:24	で、
2:10:25	これに伴って申請書の各所テンパチの各所を健康いろいろしてますよ。
2:10:31	そこについては、それがいわゆる当事者になるのか、あと加害者になるのか、それがいわゆる適合状態が変わるのか買わないのかっていうのをしっかりさっきのシロクロとを関連づけて説明をいただきたい。
2:10:43	もうこれ一つ明確なパターンですよ。もうこれはさっきまさに例で出しながら確認してた部分ですけど、(2)の高燃焼度利用の熱傷に伴い変更する項目っていうのは、
2:10:53	これはまさに
2:10:59	あれ(2)と(3)の違いって、どういう意味合いでしたっけ。
2:11:04	(2)はあくまでその使用に伴って、まさにちょっとこの後確認するほう素濃度とかの話も関連しますけど、そういった設備とか、あとはまさに解析値の評価の、な変更になります。
2:11:17	ていうのが(2)で、(3)はあくまで、その評価するにあたって、評価のやり方とかをちょっと見直しましたよ。
2:11:25	ていう話っていう理解でいいんですたっけ。九州の二つでその通りでございます。
2:11:30	規制庁西内です。わかりました。
2:11:38	わかりました。
2:11:48	そういう意味でいうと、
2:11:53	さっきの白黒の話の中には、当然にしてその主語としてですよ、今回の申請書で変更している箇所。
2:12:05	設備設計方針、いろいろあると思います。設備仕様設計方針等々、
2:12:11	それら

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:13	が、
2:12:14	それらの、
2:12:16	関係するセキ条文の要求事項、
2:12:20	に対する適合性が変更となるかどうか、っていう意味合いで多分整理をしていかなきゃいけないわけですよ。変更内容が主あるので、
2:12:28	で考えると、イマイ、さっき話さ整理をしたような話、確認したような主力はセイノ時、カバサワ含めてでしょうけど、については、当然に施設の変更内容が複数あるのであればそれらが主語になるような整理がなされなきゃいけない。だからこの資料 1-3 と、
2:12:44	この資料 1-2 の整理結果って、いうなればの関係性がちょっと明確になってないといけないのかなと思っています。
2:12:56	ちょっとイメージは伝わりにくいですかね。
2:13:02	リアクション見る限りちょっとイメージが伝わって何かそんな気がします。
2:14:53	九州電力月ですいません確認なんですけど今の、私は条文整理の中でご説明をするときに、年齢、今回の変更内容に伴う、
2:15:03	確認ということがわかるように、
2:15:05	条文整理の、
2:15:08	文章を明確化した方がいいという趣旨かなと思ってんですけども、その対象としては今の変更、資料 1-3 ですね。
2:15:16	資料 1-3 の資料の(1)等確保、
2:15:20	(2)かつですね燃料の使用に伴い変更する
2:15:24	申請時催告ありましたような説明をコウかりましたよっていうところのお湯
2:15:30	その辺甲状腺の説明と、
2:15:35	明確、明確にひもづけといいますか。
2:15:40	説明の中で、どういう影響があるかというのを明確化した方がいいという趣旨でよろしいでしょうか。
2:15:47	規制庁西内ですけど、
2:15:52	そうですね、何て言うんですかね。
2:15:56	正直ですね(3)綿Cはちょっと今資料を読んで理解する限りですよ。ね。(3)が単独でやったって意味じゃないんですよまず。
2:16:05	これはあくまでようは、
2:16:09	評価のやり方を最新にしましたっていうだけの感覚ですよ。言うなればこれが単独で立つ、いや、結局じゃあ(3)って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:18	例えばですよ、(3)だけで申請行為発生しますかっていうと、ちゃいますよねと。
2:16:23	テンパチわかるかもしれない。これはヒダカ本部変更該当ないテンパチパターンだと思っていて僕、いうなれば、高燃焼度の燃料の追示を追加しました。
2:16:34	それに合わせて 13 条とかのいわゆる安全解析やり直さなきゃいけないです。
2:16:38	やり直さなきゃいけないのでそのやり方を見直しましたって従属要因ですよね明らかに、なのでこれ単独で立つようなものではなくて、
2:16:44	だからそういう意味でいうと、ちょっともうちょっと整理をしておいて欲しいのはですよ、白黒×として整理するものの対象、申請対象今回何なんですかっていうのを改めてちゃんと整理をして欲しいなというのはちょっとお願いです。
2:17:00	イメージ的には主となるのはもちろん高燃焼度燃料の使用の追加っていうカッコ一部だと思います。
2:17:07	あとは、括弧 2 の中がすべて入るのか入らないのかもちょっと検討が必要かもしれないですけど過去にも基本的には入ってくるんでしょうと。
2:17:15	その設備、まさに変更となる設備についてはその設備の条文支援適合性があるので、
2:17:20	(3)はちょっと属性違うんじゃないかなと。
2:17:23	ノムラアノ(4)は、
2:17:25	(4)はちょっと(4)はそもそも白黒バツとちょっとまたちょっと整理が違いますよね。適正化なんで、適正かと思ってるのであれば条文の、
2:17:35	間、要は、変更前と変更後で状態変わりませんって説明さしてくれればいいだけなので、
2:17:41	(3)(4)まで何かこの昼に入ってくるかっていうと基本(1)(2)なのかなっていう気はしますけど。
2:17:47	ちょっと九州の中でまた整理いただければいいのかなと思いますけどね。九州電力タケツグイマセアノ申請条文額、黒マルになるものに対して、同意、資料 1-3 の
2:17:58	表 1 とか表、3. (1)と(2)等の変更が対象になるのかっていうのは一応既存の条文整理表の
2:18:06	一番右側の行の変更理由っていうところで、項目として挙げてはいるんですけども、このイメージじゃないということですかね。所々でちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:16	その前に公開しないように、
2:18:20	補足してきますけど、
2:18:22	資料 1-3 の(1)っていうのは、あくまでも今回、
2:18:28	高燃焼燃料を
2:18:31	追加で入れるっていうことに対して、
2:18:35	どんな設備仕様の項目が変わってくるかっていうのをまとめたただけであって、
2:18:40	その内容は、基本的には括弧 2 に落ちてきていて、
2:18:47	各括弧 2、
2:18:49	(2)の中で、なににの仕様が変わったのでこういうことを変えまして変更項目に紐づいているので、情報整理表の方は括弧 2 から入ってくる。
2:18:59	形になるので(1)が直接、
2:19:02	条文整理表に入るということを求めているわけではない。
2:19:06	で、その上で、何か、もう一度確認したいことありますかね。
2:19:14	九州電力の谷津です。すいません(1)が入らないというのははい。その通りで条線表の方の右側の変更内容については(2)の
2:19:22	(2)と(3)両方に記載してございますけれども該当するものについて記載してございますけれども先ほど西井さんの方が言われた各進出申請対象の条文となるものに対してどういう、
2:19:35	変更が該当するのかっていうのは、
2:19:37	今の変更内容の、
2:19:41	行で示しているのかなという認識ではあるんですけど。
2:19:46	この情報、
2:19:47	ではなくっていうところをちょっともう一度お聞かせいただきたいです。
2:19:57	アノ副社長ニシウチですけどその理解で結構です。要は、いや、えっとですね。
2:20:03	どっちかっていうと、ちょっと確認したかったのは特に(3)(4)あたりの扱いをちょっとよく確認したかったっていうところで、さっきの白丸クロマルバスの整理になってアノのいわゆる主語になってくる当事者かどうか加害者かどうかって話は変えていくのが基本的な(2)の範疇ですよと。
2:20:19	で別に(3)とか(4)は単独で立つから特に(4)は本部変更して一応立たないといけないのかもしれないですけど、ただ説明のアプローチは白丸黒マルバツではなくて、そもそも目的が違うのかなと思っていて、
2:20:32	あくまで適正化っていうふうにおっしゃりたいんだったら、適正化なんです、変更前後で変わらないんですっていうことさえ説明いただければそ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	れで終わる話ですよねっていう気がするのでちょっと説明のアプローチはちょっと違う書いてもいいんじゃないかと。
2:20:43	(3)に関してはそもそもですけど、
2:20:46	ちょっと、要は、(2)とはちょっとフェーズが違うなと思っていてと。
2:20:51	これ単独で申請行為なのかってそういうわけではないわけですよ。
2:20:54	なのであくまでも従属はまさに(2)の設備仕様変更することまで評価しましたその評価の中の適正化です適正化というかよりよくなりましたっていうだけの話なのであればこれ単独で立つのはちょっと違和感が生じるので、
2:21:06	基本的には(2)のフィードウの話がちゃんと漏れなくシロクロバスっていう形の中で整理されていけば、より
2:21:14	今回の申請内容っていうものがの条文との関係性ってのが明確になるのかなと。
2:21:19	いうふうに思ったのでちょっとそういうところ、観点でお願いをしたいということをお願いしたかったというところです。
2:21:27	成長数です。ちょっと今西が言ったところの(4)の位置付けですけど、
2:21:33	(4)の適正化の位置付けっていうのは、今回本文変更が、要するに、
2:21:38	設置変更する内容に係るものの適正化が、
2:21:44	一部ありますよっていうことで、本文変更、変更設置変更にかからないところの適正化ってのはないと思っているので、
2:21:53	ないっていうから、これ手続き上の原則として、
2:21:57	全然今回何にも関係ないところの適正化を入れてきましたって言われると、いやそもそもそれを見るべき申請がないので、その話に出られても困っちゃうなっていう話なので、ただ(4)って単独で当然出てくるわけじゃない。
2:22:13	で、20代、
2:22:15	言いたかったのは要するに(3)単独で、
2:22:17	今回設置変更。
2:22:19	に至っているものはないですよねっていうことだけ気になってるってことを言って、それが先ほどの、
2:22:26	黒丸とか7を0とか、
2:22:30	と、当然それ対応するわけですよと、そういうことを言ったら、
2:22:36	以上です。
2:22:40	は、厳しい電力と説明するとちょっとイメージができてないんで改めて確認なんです(4)、今ご説明いただいた(4)については理解いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:52	これにつきましては
2:22:56	適合性はこういう変更しました。でも、
2:23:01	本文の変更なんで審査対象ですけど軽微なものですというところを説明するよう資料を出したいと思ってます。
2:23:09	(3)につきましては評価手法の変更等なので、これで直接申請対象となるとかというものではなくてあくまで今回の申請に合わせて変更するものですっていう位置付けはその通りでございますし、
2:23:24	ございますのでこの(3)で、(3)の項目で、
2:23:30	それ単独で申請上部とひもづけるようなものはないと考えております。(2)に関しましては、これが各申請対象条文にこれがこう変わりますので、申請対象となりますっていうので紐づけられるものかなと思っ
2:23:43	てます。ここまでは、共通の理解かと認識しておりますけれども、それで、
2:23:50	今我々として対応をお願いされているところというのは、各条例、各条文に対しての(2)の変更内容がどれに該当するのかっていうのを今後、
2:24:02	条文整理をして改めて整理していく上で、
2:24:09	どの条文がその変更理由に、
2:24:12	該当するのかっていうのをひもづけるというところを、おっしゃられてるのかなと思ったんですけど、その辺、
2:24:20	規制庁西内です。もうちょっと具体的にイメージを言っておくと、今後、これって黑白バツの話が各条文にそれぞれこれはこういう理由で黒、こういう資料こういう所でこういう理由でバツっていう説明書きますよね。
2:24:32	その説明の主語を、この資料1-3の各変更と、当てはめてちゃんと説明して欲しいということです。
2:24:39	要は、この変更が、これはどの変更がこれは黒なんです。
2:24:44	これはこの変更の観点で白なんですとか、
2:24:50	これが一つだけだったらわかりやすいんですよ。要は今回変更してるのって、燃料の使用追加1点だけです。だったらすごいわかりやすいんですよ。
2:24:59	複数あるのであれば、ちゃんとその複数ごとにちゃんと書き分けないと、わからなくなるので、主対象を明確にしておいて欲しいっていうだけの話です。
2:25:09	でももうちょっと言うと(2)の中にも、要は評価値とかはまさにあれですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:15	燃料を追加した結果の評価と変更なんと言うなればそれはだから燃料使用燃料の追加。
2:25:24	に伴う変更の一環ですよ。
2:25:27	年齢の追加に伴わないちょっと独立要因的な変更ってあるのかっていうのがもうちょっと確認しておきたいところですね、(2)のジャンルの的に。
2:25:38	出ないんであれば、もうそれはもう明確に、燃料の追加へっていう、申請対象今回の申請が、こういう関係でクローズ資料ですって説明だけでいいと思うんですけど。
2:25:52	そういう関係で、ちょっと意識をしておいていただきたいのは、今回申請書上本部特に本文ですよ。変更してる箇所多々ありますと、
2:26:01	その変更について黒白で整理する上で主語を書き分けた方がいいものがあるんであれば書き分けてください。まとめられればまとめていただいて結構です。それだけのお願いです。
2:26:11	要は、新あくまで白黒×の話は、今回の申請が各条文の要求にどの程度関係するかの度合いを示すものなんですよ。だから、主語にいくような今回の申請内容なわけですよ。
2:26:22	だから今回の申請内容っていうものが、そういう観点で複数に分けるべきな補等であれば複数に分けていただく必要あると思いますし、一つにまとめられる要は複数変更箇所ありますけどすべて高燃焼度燃料の使用に伴う従属的な話ですって話なのであればそれはそれで形求められると思います
2:26:42	またその中 2 原発だけの変更かもしれないですけどほう素濃度使用の変更とかありますよね。
2:26:48	そういったものが例えばですけど、それを、
2:26:52	本文っていうふうにちょっと考えると、もうちょっとわかりやすいんですけど、ほう素濃度の変更っていうことはそれはちょっと設備、計測制御系統施設の変更ってなるわけですよ。
2:27:03	要は炉心の変更とは別のジャンルになるわけじゃないですか。そうすると、当事者、会社の概念も変わってきません当然にして、
2:27:10	なので、そういう意味で使い分ける必要があるのかどうかっていうのを整理して欲しいっていう確認です。
2:27:20	大変だなあという感覚をされてるのかなっていう気はしますけどちょっとシンプルシンプルにですね。
2:27:25	そんな複雑なことをお願いするつもりはないのかなって気がちょっとあれですかね、イメージが伝わりづらい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:32	ですか。
2:27:36	九州電力の麻生でございます。情報整理表、ちょっと今日の資料では出てないんですけど、の、
2:27:43	いわゆるその適用 0 の理由とかですね、その辺の理由のところ、
2:27:49	先ほど何回かおっしゃっていただいているその種をしようとして、
2:27:55	例えばで言いますと、
2:28:00	今 13 条とかで言いますと、
2:28:07	高齢者の燃料の使用に伴い変更する設計基準対象施設を考慮した本評価結果とか、そういう書きぶりを入れてるんですけど。
2:28:17	まさにこの高燃焼度燃料の使用に伴い変更するとか、そういうワーディングを入れて、説明をしてくださいというふうに理解したんですけど。
2:28:30	その中で、例えば補燃焼度燃料に使用する、伴い、変更する項目とか表、合わせて評価を
2:28:38	違います。2 番なんで、
2:28:40	伴い変更する項目、その具体的な項目までを、この理由に入れるのかそれともこの、
2:28:49	資料 1-3 の(1)(2)とかのその記載レベル、将来のレベルですね、ぐらいで書くのかっていうのがちょっといまいち理解できなかったんですけどそちらはどんなイメージでしょう。
2:29:03	規制庁西内です。今、今おっしゃっていただいたのは、23 ページのこの(2)のこの記載の程度感でやろうとしているのか、もしくは、
2:29:16	この後の表、
2:29:29	27 ページ以降の表で、変更項目ってあって、ずらずらずらっとたくさん書いてあってこれごとにやろうとしてるのかっていうイメージを聞かれていますか。
2:29:40	確かにこのイメージだと大変だなんてよく伝わるんですけど。
2:29:45	規制庁鈴木です。そこはこれまで条文整理表の書き方のところをお願いしてきたところなんですけど、
2:29:53	基準に対して、基準がず、例えば 5 行ぐらい書いてあって、そのうちの 1 行目と 2 行目のところが変わるのか変わんないのかとか、
2:30:03	3 行目あたりが変わるのかはないのかとかっていう、その基準で要求してる。
2:30:08	内容が多岐にわたってる例えば、
2:30:13	一つの文章で書いてあるけど五つぐらい要求がある。
2:30:17	細分化するといつぐらいになってて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:19	そん中の三つ目が、今言った、
2:30:22	変更内容、
2:30:24	のある項目に引っかかって変わってるっていうふうな話だとすると、他は変わってないよってことを書いてくださってお願いしてますよね。
2:30:33	ただそこで書き分けるだけだと思っているので、単純に、右側に変更項目。
2:30:40	が出てくるので、
2:30:42	その変更項目に紐づけて、ここの要求に係るところの適合の内容が変わりますっていう、書いただけだと私は思ってるんですけど。
2:30:51	そうすると先ほどの黒マルとか白丸とかって言うてる、適合性の変更があるのかないのかっていうのも一目瞭然だと思うんですけど。
2:31:08	吸収力ナカゾノでございます。
2:31:11	今鈴木さんがおっしゃられた趣旨は以前のヒアリングでも、
2:31:18	いただいたコメントだと、今後認識はしております。で、ちょっと
2:31:25	そうですね、ちょっと私が聞いたかったこととしては、単純に、
2:31:30	今回の変更項目を主語とするっていうところが、
2:31:35	先ほど西部さんおっしゃられたように、
2:31:37	どこまでブレイクダウンするのかっていうところをちょっと確認したくて、おっしゃったように
2:31:44	各項目細かい項目全部すべて買いかえてしまうのかそれともばくつとした書き方で書くのかっていう、単純にそこを聞いたかったというところで、
2:31:56	アノ。
2:31:57	規制庁それで一つの条文の中で、例えば変更項目上条文っていうのは、今お願いしてるのは、条文も候補 5、場合によってその下まで分化して、
2:32:09	まとめてくださって言うてるので、一つの枠っていうのは一つの要求事項として分かれてるわけですね損。
2:32:15	中に変更項目が、
2:32:17	例えば、
2:32:19	資料 1-3 で言うてる両括弧の中で、
2:32:22	10 個ぐらいの項目ワダ大田入ってきましたって言った時に、何か一つ大代表的なものを、
2:32:29	書いて等で、これがカネコが変わります。
2:32:33	行政を見なきゃいけませんっていうふうに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:35	書いてあって他のところは、それは影響しませんっていうふうに書いてある。あれば、
2:32:41	10 個ぐらい入ってきたのを、頭でまとめといてもわかると思うし、例えばそのナカが、
2:32:47	幾つも分けて書かなきゃいけないときはそれはもう明確に書いてもらったほうがいいと思う。ちょっと文章が新しくなるかもしれないけど書いてもらったほうがいいと思ってるんです。
2:32:58	九州電力中園でございます。今のでちょっとイメージは湧きましたので、はい、了解しました。
2:33:09	はい。西内です。
2:33:12	今の話は新生大庄アノクロマルに対してっていう理解でよかったでしょう、白丸が。
2:33:20	変更がないので、それをその旨を浄水場の中で説明するという、
2:33:25	ところで変更内容とひもづけないと思ってるんですけどその理解でよかったでしょうか。
2:33:32	規制庁それ変更内容があるけれども、
2:33:35	何かしらの理由で白丸になるっていうのであれば、そう書いてくれればそれでいいんだと思うんです。
2:33:45	はい。九州電力高津です。
2:33:47	進まないで現在の条文整理表の整理の出荷。
2:33:51	た間の上席の説明の仕方整理するのかなと考えております。以上です。
2:34:01	規制庁宗です。はい。今の条文整理表で書き分けていただきたいと言ってるのは、まさにそれを意図してる場所ですので、最終的には先ほど言った、
2:34:11	黒丸とか白丸の判定基準と同じような、
2:34:16	書きっぷりで、
2:34:17	記載を表現してもらったほうがわかりやすくなると思いますけど、整理の仕方は変わらないと思う。
2:34:33	ないと思う。それでは、ナカイアリマ 21 万台分だったらここですよ。
2:34:38	見えない。
2:34:43	まずそこでは、情報の整備、
2:34:48	項目番号、
2:34:51	条文整備とかもやっていこうと思う。
2:34:54	方向性をちょっと簡潔に。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:56	つまり、最初はやっぱり、
2:35:01	みたいな、
2:35:02	上部整備ということで、動いてないかな。
2:35:12	規制庁鈴木です。
2:35:17	今、
2:35:19	事実確認リストNo.17 から、
2:35:22	21 まで、
2:35:26	ちょっとフリーディスカッションぽくなってしまいましたけど、
2:35:30	いったところで、今後どういうふうに対応していくかっていうところは、大体ある程度のおぼろげに見えてきたと思うので、
2:35:38	とりあえず今日の時点で、事実確認人なんか関係なしに、
2:35:43	17 から 21 に対してどんな対応をしていくかっていう、今九州電力の方で受けとめてるところを、ちょっと箇条書きか何かでまとめていただいて、
2:35:55	それをちょっともう一度確認したいと思いますけど、よろしいですか。
2:36:03	はい。九州電力で承知ますと、ではちょっとこちらの方でまとめますので少々お持ちいただければと思います。規制庁ですねちょっと準備時間かかるようでしたら、
2:36:14	準備してる間に 2、No.22 をちょっとやりたいと思いますけど、
2:36:19	時間が少しおいた方がいいです。
2:36:22	次に時間かかると思いますので、山西委員の方、お願いしたいと思います。
2:36:28	はい。規制庁宗です。じゃ、続けてナンバー22、松谷一井さん、よろしくお願いします。
2:36:52	はい。
2:36:55	これを見て、
2:37:18	ブラウザさんはですよ、うちからアプローチするかとか、廣井の方の、
2:37:26	2700%必要だから 30、要はは認め方として、400 をどういう理由でもって、そのアプローチの話ではなくて、あるっていうけど、
2:37:36	麻生から話が違うのか。
2:37:54	規制庁西内です。
2:37:57	確認事項の 22 ですけど、資料 1-3 の 27 ページ名でいいかなと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:09	これ私が出てないヒアリングの方のこの確認事項でもコメントリストのナンバー紐付けてますけども、そこでちょっと聞いている話も含めての確認なんですけどね。
2:38:20	27 ページ目のこのほう素濃度変更のところの文章を確認すると、
2:38:26	2500 っていうPMが、
2:38:31	これ、あれ。
2:38:34	ここに出ています。
2:38:36	2500ppmが 2700 必要、増加しますと、これはOKで、要は、7 の 3100ppm以上にしますっていうような意味合いに聞こえるんですけど。
2:38:48	これって、その要は 2500 から 2700 変更になりますんで、そこからの不確かさとか何か余裕とか見積もって 3100 にしますっていうようなアプローチではなくて、
2:38:59	あくまで、すでに 4 号の方は 3100 で運用しています。
2:39:04	で、そこありきで、2700 との関係見て大丈夫ですっていうそれだけの話なんですよね。要は若干アプローチが違うように読めるっていうところが少し、事実関係を正確に記載いただきたいっていうだけの話なんですけど。
2:39:18	趣旨は伝わります。
2:39:28	九州電力のススキダです。
2:39:30	紙資料 1-3 の 27 ページGでも記載してまして、衛藤。
2:39:39	補足説明資料の方でもこの設定の背景とかというのをご説明しております。今回の事実確認リストでもページを引用していただけてますけれども、
2:39:51	25 条の別添 1、別紙 4-11。
2:39:54	の方で記載している通りで今、西内さんがおっしゃっていただいた通りの、はい。
2:40:01	考え方にはなるんですけども、
2:40:04	要求としては 2700ppm、あこ 2500ppmから 20700ppmに変わっています。で、
2:40:11	今回Dと玄海 3 号炉との設備共用の観点から、
2:40:17	江藤設備としては 3100ppmに変更していますという、
2:40:21	経緯になります。以上です。
2:40:37	規制庁西内です。だからあれですかね

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:45	別添の方でもいいんですけど、その3号炉の共用設備の運用を考慮してっていうところで、いわゆるその3100にする理由はここに含んでますよっていう読み方をすれば良いっていうふうに書いてるんですけど。
2:40:57	イシイ電カススキダですその通りです。
2:41:04	規制庁鈴木です。
2:41:08	非常時炉心冷却、除熱関係の方で、
2:41:12	聞いた話では、
2:41:16	わざわざ
2:41:21	燃料取替用水補助タンク、
2:41:25	これサンゴと共用してる3100ppmで運用してるものを、
2:41:30	4号側で、
2:41:32	水張るときに、
2:41:34	2700まで落として、
2:41:37	春名面倒くさいと。
2:41:39	そんな設備もないと。
2:41:42	いう話だったので、すでに3号を3100にしたときに、必然的に4号の運用ももう3100になってますと。
2:41:51	だけど許可の方は2500。
2:41:54	ppm以上。
2:41:56	で生きているので、
2:41:58	そこを見直しに行くだけです。
2:42:01	ていうふうに聞いたんですよ。
2:42:04	だから、必要なほう素濃度の観点で4号は、
2:42:09	3100がいるという話でもなくて、2700、
2:42:13	必要ですっていうことから、それに余裕を見て3100にしたわけでもない
2:42:19	と。
2:42:19	あくまでも3100、力がスタートですっていうふうに聞いてますので、
2:42:23	今のこの資料1-3の27ページの文章読んできると、
2:42:28	2700人増加する必要があります。
2:42:31	なので、3100にしますって書いてあるんですけど、いやそうじゃないです。前回聞いてるので、
2:42:37	ちょっとそこは見なおしていただきたいなっていうふうに思う。
2:42:41	で、一番重要なのは、もう運用はすでに3100でやってるってことで重要
2:42:47	で、それを合わせにいくっていう行為がまず前提にありますっていうことを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:52	説明してもらいたいと。
2:43:00	イシイ電力タケツグですすしわかりました今の説明の方が、使用済み燃料ピットのホソノ必要の濃度が、
2:43:07	2700ppmに増加するんで、その機械に合わせて 3100 にするというような説明になってますけど、それは実際は順番は違って、今 3100ppmで運用してますので、
2:43:19	許可の方も実態に合わせて書き換えます。ちなみに 5 号燃料につきましては必要舗装度が増加しますが、それは 3100ppmにほぼ包絡されるんで、
2:43:29	問題なんですっていう説明の方が正しいんじゃないかという。
2:43:34	ことでよろしいでしょうか。規制庁数字で正しいんじゃないかっていうか、そうされてるたんですよね今回。
2:43:40	だからやったことをちゃんと書いてもらいたいっていうだけなんですけど。
2:43:51	提出電力でタケツグ承知いたしました土岐さんの方を見直す、検討させていただきます。以上です。
2:44:04	はい。江藤規制庁ニシウチです。東京時点、どちらかというとその申請常務審査条文の考え方がメインでしたけど、その中である程度イメージ感はついてきたのかなと思いますので今日はちょっとまずその部分について、
2:44:17	ということではちょっとまずは、確認事項をまとめさせていただきますと、で、
2:44:23	自分の部署で担当してる分野については、次というか一応技術的な内容も含めても審査は入ってますけど、また次回のヒアリングでそういったところも踏み込んで確認をする。
2:44:36	次のヒアリングではちょっと非申請条文のこの全体の考え方を少し、
2:44:42	もう少しまとまったものが見えてくればよりいいのかなあという気はしていて、
2:44:46	可能であれば次のヒアリングのタイミングでこの考え方一度表現ぶりとかを含めて考えていただいた結果を見せていただくのと、ある程度その場ブーンに適用させた結果、
2:44:58	も含めてお示しいただければ、より明確かなというふうには思ってますので、ちょっとどの程度まで対応いただけるかちゅうところもあると思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:07	最低でもちょっと自分が担当してこの分野の条文を一通り押さえておきたいかなっていう気はしますし、
2:45:13	カノウドイが全部出てくるのが綺麗かなという気はしますけどそこら辺はちょっとそちらの進め方もあると思いますので、ちょっとご検討いただければと思う。
2:45:23	そういう意味では次回は少なくとも、僕が担当してる分野の時代としては少なくとも
2:45:29	担当してる分野の、この上部の考え方、
2:45:32	コガの黒白の理由っていうところが明確になっていけば当然にそこが寛容度合いという意味では、ダイレクトに適合性きいてくる部分だと思うので、それを交えながら技術的な内容を少し踏み込んでいきたいないうところ。
2:45:45	というところで、一応今日確認事項リスト私から確認しておきたいのは以上ですけど。
2:45:51	今皆さんから他に補足確認追加とあります。
2:45:56	規制庁鈴木です。ちょっと今、新居修二か。
2:45:59	今後の進め方含めた、
2:46:01	ことちょっと言いましたけどそこは、進め方とスケジュールの話は、
2:46:06	またこの後、
2:46:11	今日の内容振り返りの後にやりたいと思います。
2:46:17	進め方スケジュール以外で、
2:46:20	今日の内容、また今日の内容以外の、
2:46:24	ところのその今日提示されてる資料の中で、
2:46:28	追加で確認或いは説明しておきたいこと等ありますでしょうか。
2:46:40	九州電カススキダです。衛藤。
2:46:43	すいません。本日付で提出している資料2についてちょっと
2:46:50	いただいている事実確認リストの内容にはなかったところなのでちょっと説明をしていなかったんですけれども、すいませんちょっと提出した資料に、
2:46:58	動き等ありましたのでちょっと今後、
2:47:02	確認していただく際に、
2:47:05	ご認識いただきたいので補足を、沖の場所をご説明させていただきます。
2:47:12	資料2の25条、別邸時、別紙3-2。
2:47:19	のページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:20	で、バズウで 25 条第 2 項の
2:47:25	反応度。
2:47:27	炉心状態と反応度等を説明してるグラフを載せてるところになるんですけど、この下側のところで黒丸と白丸で炉心状態を表しているところがありましてで、
2:47:37	赤文字でその車田と白丸の、
2:47:40	凡例を示していたんですけども、
2:47:45	指定終点の炉心状態を含むというところ、赤字になって、右詰めて書いているんですけどその下の行。
2:47:53	支店終点の市炉心状態フクマないというか、記載している量が、ちょっと赤字右詰めになっておらず、ちょっと量がずれてしまっていたので、
2:48:03	次回の提出の際に、適正化させていただこうと考えております。
2:48:08	合わせもう一つございまして、
2:48:13	25 条別添 1 別紙 5-1。
2:48:18	こちら変更箇所を赤字で示している中で、誤記があったのでちょっと修正したところが、衛藤。
2:48:29	花田セガワカアノ式を記載しているところで自然対数Nの、ローマ数字なんですけどもちょっとここは誤記といいますか記載の適正化で、
2:48:39	大文字のエリアから小文字例年に表記を変更していますというところと、衛藤二つ目の式の 3 行目の 10 のマイナス 5 乗で、
2:48:50	ここの定数がアノー 3-30 になっていましてここはちょっと記載が、の方が間違っておりましたので修正をしております。
2:49:00	ちょっとここ、提出資料 2 の動きについては以上でございます。
2:49:22	はい。ええ。
2:49:24	規制庁鈴木です。今野。
2:49:28	誤記訂正、
2:49:30	については次回と言ってるのは、
2:49:34	この分野の、次のヒアリングの会の時に訂正していただくということでしょうか。
2:49:43	イシイ電力のススキダです。一つ目の方でご説明した。
2:49:48	要はずれてしまっているところは、該当の資料を次回のヒアリングまでに修正してお示ししたいと思います。以上です。
2:50:01	規制庁数字、一つ目と言ってたのは、判例の、
2:50:07	1 ずれだけの話ですね。九州電力ススキダです。はい。25 条別添 1 別紙 3-2 の方です。ここは説明したLANの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:18	記載を適正化しましたっていうのと中の、
2:50:20	ー50を変えましたというのをもうすでに、ここを修正しているところで今回、今回誤記を修正しましたというところを、今ご説明した次第です。規制庁数です。理解しました。はい。
2:50:32	じゃあ、先ほどの位置ずれの話は次回の時に、再提出をお願いします。
2:50:39	九州電カススキダで承知しました。
2:50:42	他は、規制庁数日他は、
2:50:46	よろしいですか。確認しておきたいこと等含めて、
2:50:50	では
2:50:52	先ほどの今日の事実確認リストの
2:50:57	17から21までの
2:51:01	振り返り、
2:51:03	まとめられたら、当九州電力の方から、
2:51:07	説明をお願いします。
2:51:11	連絡体制です。小田島氏少々お待ちください。
2:51:45	こういう
2:51:53	方式を1人から、
2:52:10	パターンが見えてくるようなことわかんない。
2:52:19	はい。
2:52:22	うん。はい。いうので、
2:57:21	先生が九州電力のちょっとホワイトボードとは違った話先ほどの数、ご説明の中での話なんですけれども、
2:57:31	17条1項1号の共同
2:57:34	表、強度計算のインプットについて今回午後入れても包絡されることを、
2:57:41	設工認側で説明するのか許可側で説明するのかっていう話の中で、本人側で説明する場所がないんで許可側で説明した方がいいのであって、先ほど申しあげましたけどちょっと、
2:57:55	これは安定するのはこの条文ではなくて他の条文にも関連するところなので実際どっちで説明すべきかっていうのはちょっと持ち帰って考えさせていただきたいと思ってまして、オガワで説明するという。
2:58:06	判断になった場合はちょっと次回説明して準備させていただきたいと思えますけど本人側でという場合は本人が設立について、次回回答させていただければなど。
2:58:16	思いますがいかがでしょうか。
2:58:30	遅くまである。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:33	規制庁西内ですけど。
2:58:36	えっとですね。
2:58:38	何て言えばいいのかな。
2:58:45	許可公認って、基本設計段階詳細設計段階っていう基本的な考え方があってと。
2:58:51	正直園部将ってあまり何て言うんですかね、別にぎりぎり決まってるわけじゃないはずですよという案件によっては、もう基本設計とか新基準とかもまさにそうですよね、詳細設計の見込みを立てて、その見込みがあるかどうかも含めて許可の中でやってるじゃないですか。
2:59:06	てなったときに、いや、
2:59:09	これは施行にナカイだから、これは許可だからっていうのという。そういう考え方も基本的あるんですけど。
2:59:16	今やってるんだったら、単純にまとめ資料もうどこまでいってまとめシノ世界ですよ。今回で言うとどっちの城間の理由の説明になると思うんですよ。
2:59:25	条件設定として実際にこういう解析をする予定です。マエダしていますなのか、する予定ですなのか。
2:59:30	そのときに安全側の条件、実際今回条件としてこういうのが変更になるんだけど安全側の条件としてこれくらい見込んでやろうとしています。アノがやりましたのか。
2:59:39	それは今まさに九州電力の設計進捗に応じて説明内容が当然流動変わってくるってだけだと思っています。
2:59:47	実際まだやってません。これが詳細設計段階得るものなのでっていうことがあればそう説明するだけですよね。
2:59:53	なので、あまりその何て言うんですかね先ほど公認で説明する予定がないからとかって話ありましたけど、実態考えてることをそこに書いてもらうだけなのかなと思っています。
3:00:05	はい。
3:00:06	停止連絡させて措置いたしましたしてちょっと心配してたところがこれを今回ご説明するところをご説明することで他の本当に詳細設計段階で説明すると考えたものに対する説明をということになるのがちょっと、
3:00:20	心配してたところなので9電、当社の進捗によってこれは、
3:00:24	今説明できます。これ説明できるものですよということはお説明すれば良いということで理解いたしました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:32	規制庁西内ですけど、ちょっと誤解を与えないようにコイケなんですけどね。ただですよ。
3:00:39	例えば今回の申請の中でそういう話が出てくるかどうかはちょっとあれですけど、要は新しい話。
3:00:45	技術的にも新しい話を、許可段階がやろうとしてますって話があったときには、
3:00:50	当然にしてその、要は達成見込み、要は、
3:00:53	成立性というか、そういったところの説明が必要ですよ。なので、
3:00:58	そういった説明もなく今後ちゃんと説明しますかっていうだけで通るかっていうと、なかなか難しいところありますよねだからあくまでこれはある程度技術的にも特に今回の話が規格に基づく評価の話であって別に評価方法とか新しい話ではない。
3:01:12	なんか別にそこまでそもそも条件は変わらないっていうところもあると思いますしっていうのが前提にあるので、だから今後詳細設計でやろうと思ってますっていうのはあれだと思うんですよ。ていうのを見据えた上で
3:01:23	だから別にこれを説明をこの段階で求めたいかという、単純に今、九州電力の設計進捗やってることを踏まえて、その設計進捗の状態に応じた説明をしてくれればいい。
3:01:35	と思っていますということに尽きるかなと。ただ、何ヶ所の理由を説明してくださいねとその城間に該当するだけの理由がっていうのはそれだけです。はい。視察しましてありがとうございます。
3:01:45	はい。
3:01:46	規制庁数字です。今の話を、
3:01:50	先日 2 月 9 日にヒアリングした非常時炉心冷却除熱関係のナンバー 43。
3:01:58	図ってきました、
3:02:02	15 条 3 項で、
3:02:04	制御棒の挿入性だとか、あと冷却形状の維持の話のところ、それ、詳細は設工認ですっていう、
3:02:13	話と、
3:02:15	その一方で、
3:02:17	詳細説購入、
3:02:20	なので、
3:02:24	とりあえず今日くださいではないですよ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:27	当然、何かしらの適合性を確認しなきゃいけないところが出てくるので、
3:02:33	他の
3:02:34	段階で確認しなきゃいけない内容、それから、設工認の段階で確認しなきゃいけない内容。
3:02:41	そこの切り分け、
3:02:42	において、
3:02:44	先ほど言ったような、その適合性を今回見なきゃいけない。
3:02:48	この段階では、
3:02:50	適合性の変更もないんだけどもね、みたいな話になるのか、そういうふうになんと
3:02:56	整理して、
3:02:58	やっていただきたいっていうところだけちょっと。
3:03:03	はい、九州電力としてです承知いたしました。
3:04:36	はい。では当社の対応事項等説明させていただきます。
3:04:41	77番、21につきましては常務整理表の話なんでまとめておまして、今回の資料1-2の22ページの記載の適用条文の整理について、
3:04:52	変更後の整理においても、
3:04:54	すいません。
3:04:55	従前整理している適用条文の抽出の分離の管理についてはそのまま、
3:05:00	適用してまして、該当しないものが上がっていることが明確にわかるように修正をしますと。
3:05:06	あと現在整理している車の白丸の中で具体的にどの条文を対象とするかがわかるように、表現を修正すると、ということが9電が考える。
3:05:17	丸の程度感が明確にわかるように記載を、
3:05:22	しますと。
3:05:23	など資料1の22ページの2ポツ目で、申請書記載外にて適合性を確認しているように、読める部分については表現を見直す。
3:05:32	あと、17条1項1号が白マルとなる理由につきましては大瀬今後ご説明させていただきますと、
3:05:40	あと情報整理表の車椅子マルバツの区分で、
3:05:44	条文整理を再整理いたしまして、整理の中で、
3:05:48	資料1-3の表2の変更理由ですね、についての紐付けで記載をします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:55	あとナンバー22について資料、本日の資料の1-3の27ページの3100品ほう素濃度は3100ppmエンドウしてるところについては、すでに3100ppmで運用している。
3:06:11	していますので、午後、
3:06:39	タダ失礼しました。ナンバー22につきましては資料1-3の27ページの3000ppmへの変更について、
3:06:46	すでに3100ppmで運用しているということが先にある現在の評価上、
3:06:52	2100ppmから3、200、2700ppm。
3:06:56	必要宗田は変わりますが運用の3100ppmで、問題ないですという流れで説明をしますと、ちょっとヤマニシについてはちょっと修正させていただきます。
3:07:19	規制庁西内です。もう、
3:07:23	大枠で言えば、
3:07:27	ずれてないと思うんですけど、ちょっともう少し具体的なキーワードはちょっと共通認識をとっておきたいなあと思っていますね。
3:07:35	1二つ目の黒丸のところ申請バスの理由はこれOKですと、多分今までの話きてますよねってのは明確だけなので、ちょっと1バーンツとしての2ポツ目で、すいません、ここ若干
3:07:48	いろいろ話をしながら進んでいったので、ちょっと短時間でまとめづらかったのかなというところはそういうのでちょっとキーワードだけなんですけど、
3:07:56	一番最初の一行目の現在整理して暮らしの中で、具体的にどの情報を対象としてるかわかるように、表現を修正するっていうこれは、これは単純に、
3:08:06	今日は全体の考え方の表だけしか示されていないので、当然の話であって、今日はいろいろ確認をしていたのはどっちかというところ今日の段階でイメージ感が私に理解しないと今後に向けて確認できないので、いろいろ聞いただけですのでここは単純にですね、今後、あれですね。
3:08:22	従前の資料1-2の1-1からどっちかっていうと、各条文の審査、適用の申請の表があるじゃないですか。あれ、また整理するわけですね。それで明確になるので、そういう意味ではこの資料上で何かやっていたかーしつこいことがあるかっていうと、特にないかなど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:37	完全に今後、この考え方を踏まえてちゃんとそのす、全体の整理表を作って説明いただければそれで結構です。そういう考えではないかなと思います。
3:08:46	だからその一行目の具体的にどの情報を対象としてどっちかって今後条文整理表ベースでちゃんと整理してくださいねってだけの話かなと思います。
3:08:55	で、その二つ目ですよねどっちか、後段ですね、9電が考える黒字の程度感が明確にわかるように記載をして欲しいっていう部分について、ここがちょっといくつかキーワード渡しておいた方がいいかなと思うのでちょっとお伝えをしておく。
3:09:15	どうしようかな、
3:09:22	イメージとしてはいわゆる当事者なのかそれ以外なのかっていうその直接的に関係するかしないかっていうところの考え方を、
3:09:30	何か関係するのかしないのか。
3:09:32	ちょっと
3:09:34	そうですね、当事者なのかそれ以外なのかっていうところの考え方が何か入っているのかで、今日聞いている限りだと少なくとも当事者じゃない、いわゆる分類に該当するようなどころについては、そもそも車に行くようなことはない。もうちょっと正確に言うと、
3:09:49	分類Dであって、当事者の上、設計を変更しなくていいものですよ。
3:09:56	ていうものについては基本的にはもう全部城間に行っているってことなのかなと思いますのでそういった考え方は何か生きてるのかなと思ったので、少しそういったところは明確にわかれば良いのかなって思ったところが一つ。
3:10:07	で、
3:10:08	あとは、適合状態が変更となるっていうことの意味の具体化かなあと。で、
3:10:16	ここの意味合いの具体化っていうのは、概念がこれ大き過ぎる話なので、どちらかというと、今回の申請においてはこれはこういうふうに考えて、
3:10:28	判断しましたよっていう今回の申請においてどういうふうに判断しますってパターンを説明いただければいいのかなと。
3:10:34	ね、今日話聞いている限りだと多分城間の方がパターンが少なく、車の方がかなり多いのかなっていう印象なので、昼間のパターン化してもらえればそれでメーカーかなって気もしますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:45	それがさっきの一つ目の話ですよ。当事者がそれ以外かっていう考え方が多分1個ありそうなのかなと思ったっていうのが一つと。
3:10:52	あとはナイトウお姫様の、いわゆる防護施設、
3:10:56	燃料体、燃料体の防護施設の設計、
3:11:02	防護施設でその適合性を担保してるようなもの、そういったものかタンカーの二つがあるのかなと思いましたが、そういった意味合いでその適合状態が変更となって意味合いを、今回申請において、どのように、
3:11:14	考えたのか。
3:11:15	ていうことを、類型化できるんであればしてもらって、
3:11:19	連携ができないんであればもう個別のその中で説明いただければいいかなと思いますけど、そこをちょっと具体等、ブレイクダウンした、どう判断したのかっていうところを明確にしてもらえればいいかな。
3:11:31	何か当事者がどうかって話のイメージと、あとは、
3:11:36	そうですね適合状態が変更となるということに今の具体化。
3:11:40	そこをちょっと明確にしておいていただきたいなど。
3:11:43	こちら辺を明確にしてもらった上で最終的にはその情報センターにパーッと出てくると思うんですよ。
3:11:49	それである程度共通理解にはなっていくのかなとちょっと思いましたと。
3:11:54	あとは、
3:11:58	その次のポツは、
3:12:10	その次のポツはこれはその通りで、そういう意味では表現の修正っていう意味では、ちょっとすいませんこれは私がちょっと読み違えただけかもしれないですけど、2ステップあるように読める。
3:12:21	適合性が変更となるっていう判断と、あとはもう一つその本申請書本文はどう変わるかわらないとか、
3:12:28	そういう何か大きく2ステップやってるように見えるので、そこはちょっとやろうとすることがわかるようにちょっともう少し書いてもらえればいいかな、変えてもらえればいいかなと思いました。
3:12:37	今は何か判断基準が二つあるように見える。
3:12:42	それは表現の話なのでどちらかというと
3:12:47	そうですねその並びそれと、申請書記載外に出適用性を確認する読めるのでっていうところの、同じ悩みなのかなと思いますけど。
3:12:57	あと今後17条1項1号が0となることを確認、説明するっていうのはさっき個別に御所な確認あった話ですかね。
3:13:08	要はどう説明するかっちゃう話ですか。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:12	どのように説明するかちょっと今設計進捗踏まえてってところですね。わかりました。
3:13:17	一番、はい、オオバ下野ですね。はい。
3:13:28	基本的にはこれでイメージは合ってるのかなあとと思います。あとはちょっとまた具体的な改めて考え方表現ぶり整理していただいた全体の考え方があって、
3:13:39	それに応じて各条文がどういうふうに判断したのかっていうのはその直上判断した結果もまた見ながら、一緒にちょっと確認ができればいいかなと思っていますので現状はここのキーワード押さえといってもらえればいいのかと思いますというところですね。
3:13:51	私からは以上です。
3:13:57	所長スズキです。No.20 に直したら、
3:14:02	もう一度見してください。
3:14:06	ナンバー22 は、
3:14:14	ちょっと何か表現が微妙な気がしますけど、
3:14:17	3100 で運用している内容に変更するんですよね。
3:14:23	していること。
3:14:25	に合わせてへん。
3:14:27	仕様を変更する。
3:14:37	その指定していろいろっていうところにつ書いてもらった方がいいです。
3:14:45	していることに合わせて、仕様を変更するんですよね。
3:14:51	1 行目の早々
3:15:00	来ておりじゃなくて知っていることに合わせて、
3:15:03	変更する。
3:15:09	一行目の話です。一行目、3100 円の変更について。
3:15:14	すでに 3100ppm で運用していることに合わせて、仕様変更する。
3:15:24	うん。
3:15:29	仕様を変更する、する。
3:15:34	というのが今回の変更内容ですよ。
3:15:42	しておりやすするんですよね。
3:15:49	工法の導入で評価上、上げる必要はあるけれども、
3:15:54	3100 で問題ない。
3:15:55	ていう流れになりますと、
3:15:57	それを記載、
3:16:01	ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:03	もう、
3:16:04	後々送ってもらうことにしますけれども、一応記録しておきたい。今ちよつとこの画面で、
3:16:11	フォローしてもらって、
3:16:29	ページ送ってください。
3:17:04	規制庁それで画面記録できましたので、
3:17:08	では、
3:17:10	続けて今後の進め方とスケジュールについて、
3:17:15	確認していきたいと思います。で、
3:17:18	先ほどちょっと西内が言いかけましたけれども、
3:17:23	まず、
3:17:24	ナンバー17から21人の内容については、
3:17:31	先日2月16日のスケジュール面談で少しお話ししましたけれども、
3:17:37	3月21日に調整をかけている審査会合で、
3:17:46	これを議題にしたいというふうに思う。
3:17:49	います。で、
3:17:50	まず、
3:17:52	少なくとも今日の
3:17:54	資料1の22ページに相当する。
3:17:58	考え方をまとめたもの。
3:18:01	さらにプラスして、その考え方が、
3:18:06	具体的に、
3:18:09	各条文に、
3:18:11	もれなく落ちている。
3:18:14	状態の条文整理表で、情報整理表を全部、全部の条文で、
3:18:21	仕上げてくださいますとは言いませんけれども、
3:18:24	パターンとしては一通り網羅的に、具体的にこの条文はこういうふうに、
3:18:29	拾ってきますっていうところが、
3:18:33	におとしめ落とし込めたもの。
3:18:36	そこまでで、
3:18:39	3月21日の審査会合、
3:18:42	ニワ、最低限かけたいと。
3:18:44	思ってます
3:18:46	んで、それをかけるためには、
3:18:48	もう1回ヒアリングをする必要があるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:52	今日の
3:18:56	技術分野案件の
3:18:59	炉心。
3:19:00	核設計反応度間導入関連と合わせて一緒にやっっていこうとすると、
3:19:08	作業が多くなる。
3:19:10	それほど多くならないかもしれないですけど、
3:19:12	多くなる可能性もあるし、あと、
3:19:15	先週 2 月 16 日のスケジュール面談では、
3:19:19	技術的な内容のところはもう 4 月に先送りしようという話で、一応合意取れてるので、
3:19:26	あえて 3 月 21 日に入れるその必要性も特段ないというのは考えている。
3:19:31	むしろ、
3:19:33	条文、
3:19:35	整理のところ集中した方がいいかなと思ってますので、
3:19:39	そのための、
3:19:42	一つの枠として後、ヒアリングを、
3:19:47	3 月 21 日の審査会合に向けてもう 1 回、
3:19:51	やれるようにしたい、しないと、まずいかなというふうに思っていて、
3:19:56	一応 21 日ですので、
3:19:59	そこから 21 日までの時、時間の裕度を考えると、
3:20:06	我々としては、
3:20:15	ちょっとこちらの都合で申し訳ないんですけど、
3:20:18	3 月の
3:20:21	遅くとも 8 日までには、
3:20:24	ヒアリングをしたいと思う。
3:20:30	なぜ、なぜならというとちょっと、結構複雑な話なので、庁内で説明するのに、しっかり説明しておかないと、
3:20:38	また何か違う意見が、
3:20:40	出てきたりする可能性があるんで、素行はしっかり庁内で、
3:20:49	共通認識を作ってから審査会合に臨みたいと。
3:20:54	ここで結構重要なところだと思ってるので、ちょっとその時間を我々としては、
3:21:00	いただきたいというふうに、
3:21:02	そのために 3 月 8 日までに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:05	ヒアリングをしたいなというふうに思うんですけどもただ
3:21:09	今日の話の流れから大きく外れることなく、資料をまとめてきていただけるのであれば、読み込む時間が、
3:21:19	それほどなくても、
3:21:21	ヒアリングできるかなというふうに思ってるので、
3:21:24	最悪 3 月の 4 日の週前半に、
3:21:29	資料を出していただければ、8 日までにヒアリングをやるっていうのも、
3:21:36	難しくはないっていうかやるしかないっていうところかと思しますので、あと
3:21:43	資料作る時間が短くてちょっと中途半端なっちゃいましたっていうよりは、
3:21:47	ちょっとそこを、我々の時間の方をちょっと削ってでも、
3:21:52	九州電力の方に、
3:21:54	時間を割いてもらって作り込んでもらった方がいいかなというところですけど。
3:22:00	そうすると今日、明日から作業始めて、実質営業日でいうと、
3:22:07	123Ⅳ。
3:22:11	5、
3:22:15	6、6 日ぐらいしかないっていう感じですかね。
3:22:20	どうですかねというところなんですけど。
3:23:04	これ、
3:23:09	定収電力の月でございますちょっと確認させていただきたいんですけども、
3:23:16	次回ヒアリング用に資料を提出をするというところで条例整理表についてはどこまでできるかというところであるんですけど、仮に、
3:23:29	例えば、次回ヒアリングように、
3:23:32	まだまだ仮に半分上部に仕上げてきました。
3:23:36	ヒアリングで方針はある程度確認できましたというところで、
3:23:41	会合までに、その条文整理の資料を追加し、新しく条文追加するとかそういうことって可能なんでしょうか。
3:23:50	規制庁鈴木です。
3:23:54	両方整理表の
3:23:56	仕上げていく数の問題でなくてさっき言ったように、
3:24:01	今日の資料 1 の 22 ページのまず考え方がきっちりまとまった上で、
3:24:07	それを見る上で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:10	例示となる。
3:24:11	情報は、とにかく
3:24:14	全部あたって欲しいんですね。
3:24:16	ヒアリングの時には、
3:24:17	数の問題じゃなくって、パターンが一通り、
3:24:22	載るような形にして欲しい。
3:24:25	九州電力が考えてるパターンとしてね。
3:24:28	それ以外のパターンってのは、原則ないと思いますっていうようなレベルのところまでやって欲しい。ただその場合に、
3:24:35	虫食いになるんですね、条文整理表が。それはもうしょうがないと思って。
3:24:39	で、そのパターンが一応、
3:24:42	次回のヒアリングで、
3:24:44	大体こんなもんだろうなっていう共通認識が取れたのであれば、
3:24:50	審査会合までに、
3:24:53	全部埋めていきますっていうのは別にお任せします。
3:24:57	埋めなくても別にとりあえず虫食いだけど、やってみましたっていうので審査会合をやっても別に構わないです。
3:25:06	ほぼお任せします。
3:25:08	嘘、そういうイメージで、
3:25:11	理解できました。
3:25:16	佐竹です。はい理解しました。ちょっとまた少々お待ちください。
3:25:31	あ、規制庁数です。もう一つ言っておきますと、
3:25:35	2月16時の主6日のスケジュール面談でとりあえず、
3:25:39	その3月21日を目指して話しましたが、
3:25:44	結局それで中途半端だったら、やっぱり何回もまた繰り返すので、
3:25:50	それだったら、3月21日はもう無理ですって言っていただいた方が、
3:25:56	よくて、もうむしろ4月早々にぐらいに、
3:26:01	移動しました。
3:26:05	そういうやり方もあると思う。
3:26:11	その辺考えて、今言った、
3:26:15	3月21日ラインに乗せられるか載せられないかも。
3:26:20	ちょっと考えていただいて、
3:26:23	無理だっていうんだったら、ちょっと審査会合、
3:26:26	延ばします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:26:41	リーダーは九州電力大切ありがとうございます。
3:26:44	ちょっとはい。オオツカで検討させていただければと思います。確認ですけれども、
3:26:49	資料の提出としては自分としては3月、2月、
3:26:59	1日ぐらいまで欲しい。
3:27:02	3月の1日あまりですけど、ちょっと当社の作業の進捗によっては、3月よ。
3:27:08	1回使って合間で終わっていただいていると。
3:27:11	いうところで、かと。
3:27:14	受けとめております。また押しに3月21か、無理、当社として難しいということであれば、
3:27:21	その次の会合の目標としては技術的な変え方としては月中順という言葉に変わっておりますが、
3:27:27	21日やらないということであればそれより前の4月上旬ぐらいで改めて設定すること等を検討いただけるというところで、
3:27:36	認識しておりますのでそれを踏まえて当社でいつ頃提示できるかというのも早々に回答させていただければと思います。
3:27:43	成長スズキです。ちょっとプレッシャーかけて申し訳ないんですけど、
3:27:47	4月の頭に条文整理の審査会合を持っていった場合は、
3:27:53	それプラスして技術的な審査会合、あと2回、1月中に入れますってことは無理です、正直。
3:28:00	ロジがもありません。
3:28:02	なので、
3:28:05	技術的な審査会合に開始4月にやろうと思ってたうちの1個は、もうゴールデンウィーク明けに後ろ倒しするしかない。
3:28:15	と思います。
3:28:17	ちょっとその辺も、
3:28:19	そプレッシャー出かけてるわけじゃないんですけど、
3:28:22	それは致し方ないとして、やるしかないなっていう判断も含めてお願いしたいと。
3:28:30	はい。九州電力財津です。状況を理解いたしました。ありがとうございます。
3:28:35	正常スズキです。さらにすいませんプレッシャーかけて申し訳ないんですけど、
3:28:42	技術的な内容の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:44	審査会合を、
3:28:48	4月に2回仮にやるとしたらって話を、
3:28:51	2月の16日の新スケジュール面談時にお話して、
3:28:55	その場合には、前半戦は2月中に資料をいただいて、
3:29:01	後半戦は3月の上旬ぐらいまでに、
3:29:04	資料いただいてって話を、
3:29:07	していましたので、そうするとそれに、の審査会合に向けてヒアリングも、
3:29:13	入れてかない。
3:29:14	って話になりますので、
3:29:16	それも一緒に並行して、
3:29:19	できるのかどうか。
3:29:22	ていうところもちょっと考えていただきたい。これはもうすでに、
3:29:28	資料提出時期も含めた、ちょっと進め方として、検討をお願いしますってことを言っているんで、その辺もちょっと勘案していただき、
3:29:37	思いますけれども、
3:29:39	よろしいですか。
3:29:42	はい。17年に二つですはい、承知しましたその辺も、
3:29:46	考慮しまして当社の方で検討させていただきます。規制庁数ですんで、佐々さらにプレッシャーかけて申し訳ないんですけど、
3:29:57	平和目的利用等々ですね、今の災害防止は関係ないところ、
3:30:04	野瀬セガワ基準規則、
3:30:07	として見なきゃいけないところ、これもそろそろ、
3:30:11	立ち上げなきゃいけないかなというふうに思っていて、我々としては、もうすでに、
3:30:17	資料を読み込んでいって、
3:30:18	準備ができていますので、
3:30:21	どこでヒアリングを入れようかっていうふうに考えているところです。
3:30:26	なんで今のお話をしてプラスして、
3:30:30	載せていけるか。
3:30:33	ちょっと無理だからもう4月以降に、
3:30:36	しますかっていう話なんですけど。
3:30:39	ちょっとその辺も考えて、
3:30:41	みたいになっていうふうに
3:30:43	思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:47	それから先ほど言った技術的な内容 4 月に 2 回に分けてって言った話のところで、もうすでに、
3:30:55	2 月 9 日で事前提出していただいている。
3:30:58	放射線被ばく関連のやつ、それはそっちに組み込もうと思っているので、
3:31:03	先ほど言った、他の分野、どこにこう分けていくかっていうところ。
3:31:10	資料で推薦するかってところを含めて、ヒアリング調整したいと思いますので、
3:31:15	ちょっとまだ、
3:31:19	置いとく感じになるかと思えますけれども、
3:31:22	ただ内容としてはもうすでに確認に入っているので、
3:31:28	前半戦に入れたっていうことであれば、一緒に組み込めるように準備をした。
3:31:36	ちょっと、かなりかなり、九州の方にボールを投げ込んでしまっている状況ですけど、ちょっとその辺から考えて、
3:31:46	どういうふうに進めていいのか。
3:31:48	スケジュール感も含めてちょっと、
3:31:52	検討した結果を改めてお伝えしていただければなというふうに思いますが、
3:32:00	九州電力タケツグです。
3:32:04	スケジュール面の時に、田井設計関連とね、熱水
3:32:10	ん。
3:32:12	接液関係についてはどこの会合を目指しているを提出するかっていうの、
3:32:17	お伝えするというので、当社宿題としておりますので、
3:32:23	今言われた被ばくについても、
3:32:26	広げについてはどこで会合をやりたいかっていうのは、
3:32:30	何か同斜として、
3:32:33	示すというようなことでしょうか。
3:32:37	規制庁鈴木です。はい。
3:32:39	4 月に 2 回やろうとするんだったらそのどっちかに、
3:32:44	放射線医学関連、ちょっと少し、
3:32:47	分野の再編をするっていうふうに言っていましたけどでも大分は放射線被曝残っていると思うので、
3:32:55	それもどこかで入れないといけないなと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:00	はい。あと、4.5 のヒアリングの時期なんですけどこれも当社の方で希望を出す。
3:33:07	必要があるということですかね。規制庁する出す必要があるというか、うちの希望でからすれば、
3:33:14	もう実は準備がほぼできているので、
3:33:17	ちょっと来週いきなりっていうところができるかどうかわかりませんが3月にはもう、
3:33:22	自然当然できる状態になっているので、
3:33:26	3月にそこも並行してしまうのかどうか。
3:33:30	ただ、そんなに急ぐ理由がなくって、
3:33:37	今許可希望日っていうのが自然的にずれ込んでくる。
3:33:43	状況になってますけど、そのずれ込んだ状況に合わせてどこかで、
3:33:48	やれればいいなっていうふうに思って、
3:33:51	ちょっと今、今のところは災害防止に係るところを集中して、3月4月頭ぐらいまでやるっていうんであればそのあとに、
3:34:00	その平和目的利用と、どうもその辺4.5 辺りのところですか、あとテンパチか。
3:34:06	テンパじゃなくて、本郷は8号とかその辺
3:34:10	その辺含めて、
3:34:13	やりましょうっていうんであれば、そこに合わせますっていう。
3:34:38	それも含めて、
3:35:08	はい。九州電力タケツグです
3:35:12	今の状況を踏まえてまたスケジュール感を回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
3:35:19	提出日です。了解です。規制庁側からほかに水好き進め方とか、スケジュールでよろしいでしょうか。はい。
3:35:27	九州側から、今の話含めて確認しておきたいことを他にありませんでしょうか。
3:35:35	江藤、九州電力、側から特にございません。本店側から何かございますか。
3:35:43	原子力安全本部から特にありません。
3:35:47	はい。規制庁鈴木ですありがとうございますでは、本日のヒアリングは終了したいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。